

日本国内プロゴルフトーナメントにおける
新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン(Ver.4)

ゴルフ関連5団体新型コロナウイルス対策会議

この度、ゴルフ関連5団体新型コロナウイルス対策会議、「日本国内プロゴルフトーナメントにおける新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン」を改訂いたしました。

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室が「イベント制限等の考え方」を示し、プロ野球やJリーグを始めとする他プロスポーツでは多くの競技会において観客動員が再開されておりますが、ゴルフトーナメントにおきましては、イベント開催制限及び観客の段階的な入場制限を示すことができておりませんでした。

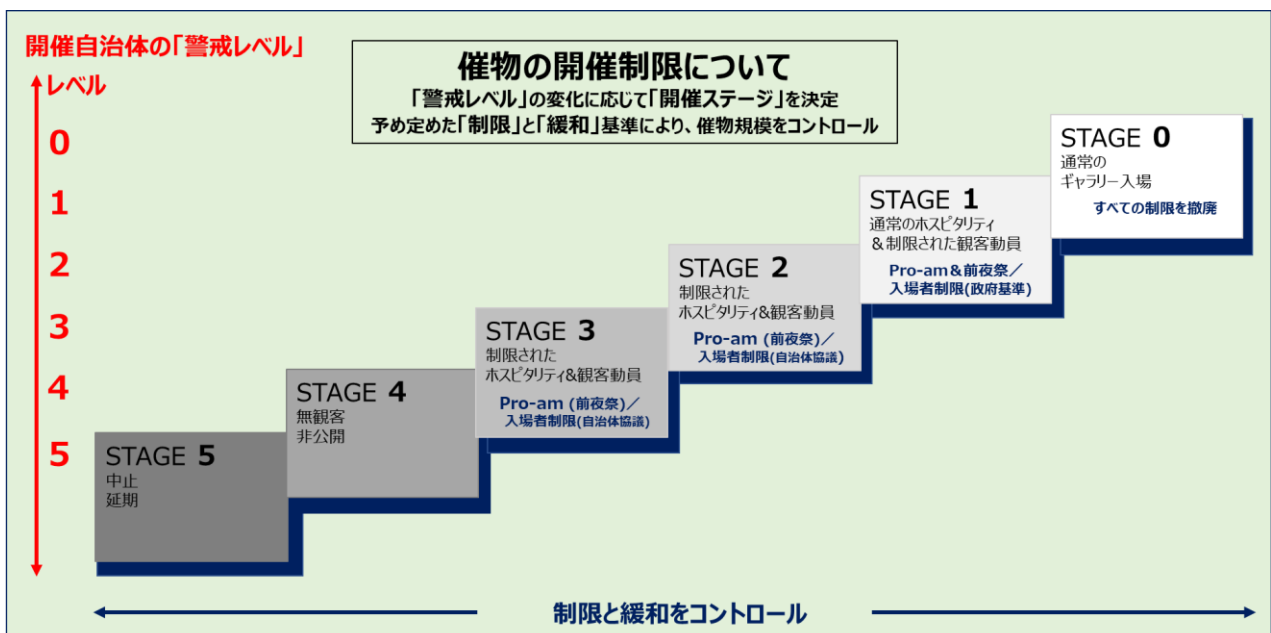
2021年度の大会の計画や準備が始まる時期が近づくこともあり、本対策会議にて協議検討を重ね、「開催地の感染状況に応じた催物の制限と緩和に関する考え方」と「その数値や内容に関する基準」を本ガイドラインにてお示しすることにいたしました。

本ガイドラインは政府基本的対処方針等に則り、感染症専門医に監修していただくことを前提としてゴルフトーナメントを計画通りに開催するための指針とするものです。また感染状況の変化、政府の対処方針の変更等により都度改訂されるものとします。

*本ガイドライン 8月4日版以降の変更には、下線をつけております。

*政府のイベント開催制限の段階的緩和の目安は「2月末」までの基準となります。

【開催自治体の警戒レベルに応じた催物制限基準】 *2021年開催基準*



ゴルフ関連5団体新型コロナウイルス対策会議にて作成 (P. 11 「V. トーナメントの開催基準」参照)

－目次－

- P. 1 **ガイドライン改訂について**
【開催自治体の警戒レベルに応じた催物制限基準】 *2021年開催基準*
- P. 4 **I. 基本方針**
- P. 5 **II. 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の基本情報**
- P. 6 **III. 新型コロナウイルス感染症に関する用語の定義**
- P. 8 **IV. 新型コロナウイルス感染症に対する基本的感染症対策**
- P. 11 **V. トーナメントの開催基準**
- P. 11 1. 開催判断基準
- P. 11 2. 開催自治体の警戒レベルに応じた催物制限基準
- P. 13 3. 開催準備を始めるまえに（前提条件）
- P. 13 4. イベント開催等に係る基本的な感染防止策
- P. 16 5. 医療体制に関して
- P. 16 6. 検査について
- P. 17 7. 問診票による健康状態及び行動記録の確認について
- P. 18 8. 感染リスク防止のための備品等の準備
- P. 18 9. 選手及び関係者の宿泊(ホテル・旅館等)に関する注意
- P. 19 **VI. 選手・大会関係者への対応**
- P. 19 1. ゴルフトーナメントに特徴的な感染リスク要因
- P. 20 2. 選手・ゴルフ協会・開催ゴルフ場・大会主催者に求められる感染対策
- P. 20 3. ゴルフトーナメントへの出場に関する規則
- P. 20 4. 選手及び家族も含めた選手関係者に疑い症例(検温及び該当する症状)が出た場合の対応
- P. 21 5. 選手及び家族も含めた選手関係者にPCR検査の結果、陽性反応が出た場合の対応
- P. 22 6. 選手及び選手関係者以外の大会関係者から疑い例や陽性判定が出た場合の対応
- P. 22 **VII. 重要事象報告について**
- P. 22 1. 報告のフローについて
- P. 23 2. 症状がある場合の相談や医療について
- P. 24 3. 情報開示にあたって
- P. 26 **VIII. 催物(プロアマ・前夜祭・ホスピタリティ・ジュニアイベント等)実施制限の検討**
- P. 26 1. プロアマ大会の実施について
- P. 27 2. 前夜祭の開催について

- P. 28 3. その他の催物について
- P. 29 **IX. 関係者(ボランティア等)の登用、管理に関する検討**
- P. 29 1. ボランティア募集について
- P. 29 2. アルバイトの管理について
- P. 30 **X. 観客の入場を前提としたゴルフトーナメント開催について**
- P. 30 1. 観客動員について
- P. 32 2. ゴルフトーナメントの観客に生じる感染リスク P.17「VI-1」参照
- P. 32 3. トーナメント会場運営の基本事項
- P. 33 4. 入場制限対象者の設定
- P. 34 5. 観客の管理
- P. 35 6. 観客から、発症者／陽性感染者が発生した場合の対応
- P. 36 7. ゴルフトーナメント特有の対応について
- P. 39 **XI. 感染状況の変化に備えて(感染拡大の第2波、第3波が発生した場合)**
- P. 39 1. 【参考】緊急事態宣言について
- P. 39 2. 【参考】緊急事態宣言がすべての都道府県で解除された場合
- P. 40 3. 【参考】イベント開催制限の段階的緩和の目安
(内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室)
- P. 45 4. 【参考】都道府県の方針に沿った開催の判断
- P. 49 5. 【参考】緊急事態宣言発出中の催物(イベント等の開催制限)指針
- P. 49 6. 【参考】開催制限の基本方針(検討すべき実施4段階の定義)

参考文献

- P. 51 東邦大学の炭山嘉伸理事長からのご提言
- P. 51 提言 日本野球機構・日本プロサッカーリーグにおける新型コロナウイルス感染症対策

参考資料

- P. 52 【サンプル】感染調査シート
- P. 53 【サンプル】濃厚接触調査シート
- P. 54 【サンプル】感染に関する発表について
- P. 55 【サンプル】発表項目チェックリスト
- P. 56 【サンプル】大会事前 問診票
- P. 58 【サンプル】大会期間中 問診票(A)当日健康チェック、前日～当日行動記録アンケート付
- P. 59 【サンプル】大会期間中 問診票(B)当日健康チェック
- P. 60 【サンプル】大会終了後 問診票
- P. 61 「新しい生活様式」実践例 / 感染リスクが高まる「5つの場面」

日本国内プロゴルフトーナメントにおける 新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン(Ver.4)

I. 基本方針

内閣官房に設置された新型コロナウイルス感染症対策本部では、令和2年4月7日に緊急事態宣言を行い、さらに令和2年5月6日まで全都道府県を緊急事態措置の対象としました。その後、令和2年5月31日まで緊急事態措置の延長を行いましたが、国民一丸となった取り組みにより、感染対策に一定の成果が得られています。

ゴルフトーナメントを開催するにあたり、主催者と大会を管轄するゴルフ協会は、政府方針を遵守し、開催地の自治体及び医療機関、企画運営する各社と連携して、**“選手及び選手関係者を守る・すべての大会関係者を守る、招待者及び観客を守る、開催するゴルフトーナメントが感染クラスターになることを防ぐ”**ことを念頭に、新型コロナウイルス感染症に対する対策・対応を考えていくことが重要であります。

ここに述べる感染症対策は、現段階で得られている知見や新型コロナウイルス感染症対策本部の方針に沿っています。今後のエビデンスの蓄積や、流行状況の変化に応じて随時変更していきます。また地域によって流行状況が異なることから、都道府県単位で方針が異なりますので、**開催地の自治体との連携を緊密に図って、試合を開催・継続することが前提であることを強調させていただきます。**

新型コロナウイルス感染症対策は、**個人防衛、集団防衛、社会防衛**の3つの見地から考える必要があります。何よりも重要なのは、ゴルフトーナメント(ゴルフ競技全般を含む)に関わる選手・キャディ・コーチ・トレーナー・マネージャーを含む選手関係者、大会事務局・メディア・プロサービスメーカー・放送局・開催ゴルフ場関係者並びにすべての大会運営関係者が、発熱・咳・咽頭痛・だるさ、倦怠感などの多様な風邪の症状に加え、味覚・嗅覚障害や、息苦しさ・呼吸困難・胸痛・濃性痰などの肺炎症状(以下これらをまとめて「諸症状」という)を認めたら休む勇気を持つこと。招待客も観客も同様に、諸症状を認めた場合にはゴルフトーナメント会場に行かないという文化を醸成することが必要です。

従って、ゴルフトーナメントに関わるすべての者が、症状の有無にかかわらず日ごろから感染予防に努め、絶対に濃厚接触者とならないようにすることが重要となります。

このような個人防衛に加え、大会と地域が連携した防衛と対策により、絶対にクラスターを発生させないこと。大会に携わるすべての者が協力し“日本のスポーツ文化を守る”ことが、最も重要な目標と考えます。

II. 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の基本情報

<p>新型コロナウイルス感染症 (COVID-19)の定義</p>	<p>SARS-CoV-2 感染による呼吸器症候群 ※新型コロナウイルスの名称は「SARS-CoV-2」、このウイルスによる感染症を「COVID-19」という。</p>
<p>感染経路</p>	<p>(1)飛沫感染：咳・くしゃみ、おしゃべりによる感染 感染者の飛沫(くしゃみ、咳、つばなど)と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染。ウイルスが含まれる「飛沫」は咳やくしゃみのみならずおしゃべりによっても排出される。①多数の人が多く集まる環境、②近距離での会話、③換気の悪い密閉空間、といった3条件が重なる状況では、特に感染するリスクが高くなる。</p> <p>(2)接触感染：手で触れることによる感染 感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつく。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻や眼を触ることにより粘膜から感染。咳やくしゃみ、おしゃべりで環境に排出されたウイルスは、テーブルなど環境表面に付着し、一定期間生存している。汚染した環境に触れた手指などを介して、ウイルスが粘膜(口、鼻、眼など)から侵入することにより感染が成立する。 <u>物の表面についたウイルスは時間がたてば壊れてしまうが、物の種類によっては 24 時間～72 時間くらい感染する力をもつと言われている。</u></p> <p>*WHO(世界保健機関)は、新型コロナウイルスについて、これまで接触感染や飛沫感染などを主な感染経路としてきましたが、さらに空気感染の可能性が否定できないとの見方を示しました。(7月8日) また感染経路不明な感染者も多くなっていることから、更に厳密なマスク着用や手指衛生など、後述する感染防止策が重要になります。</p>
<p>感染時期</p>	<p>新型コロナウイルス感染症は、発症の 2 日程度前、すなわち症状のない時期から感染性があることが明らかになっている。 従って、前述した感染リスクの高い 3 条件が揃った状況では、症状がない場合でもマスク着用や手指衛生による感染防止策が大切である。 また症状が軽快した後も、長期間 PCR 検査で陽性が持続する場合や、一旦陰性化した後に再度症状とともに陽性化することも報告されている。 一度感染した場合の復帰については、慎重な判断が求められる。</p>
<p>感染を促進する 3 要因</p>	<p>(1) 多くの方が集まる状況での濃厚接触(手が届く範囲での交流) (2) 近距離での咳・くしゃみ、おしゃべり、発声 (3) 換気の悪い密閉空間</p>

感染リスクが高まる環境・状況	特に換気の悪い「密閉」された空間で多くの人が発声を伴う行動(歌唱や会話等)を、対面を含む「密接」した状況で行い、一定期間の接触がある場合(密集)、2次感染が発生する可能性が高くなることが知られる。 繁華街の接待を伴う飲食店等これまでにクラスターの発生している施設等への外出を自粛する。
一般的な予防法	(1) 人混みを避ける (2) 手洗いの励行、手指消毒 (3) マスクの着用 (4) 口・鼻・眼に不用意に触れない (5) 規則正しい生活とバランスのとれた食事
陽性者が出た場合	(1)陽性者の隔離、保健所及び医療機関との連携 (2)濃厚接触者の洗い出し、行動の履歴による感染経路の調査 (3)濃厚接触者の隔離 (4)通常の施設清掃及び消毒等に加え、行動履歴に基づく清拭消毒の実施

(出典)「提言 日本野球機構・日本プロサッカーリーグにおける新型コロナウイルス感染症対策」2020年5月22日

「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要項」国立感染症研究所感染症疫学センター2020年4月20日

「新型コロナウイルスに関するQ&A(一般の方向け)8月12日版」厚生労働省

Ⅲ. 新型コロナウイルス感染症に関する用語の定義

患者(確定例)	「臨床的特徴等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ、検査により新型コロナウイルス感染症と診断された者」を指す。 ※本ガイドラインでは「陽性感染者」とする。
無症状病原体保有者	「臨床的特徴を呈していないが、検査により新型コロナウイルス感染症と診断された者」を指す。
疑似症患者	「臨床的特徴等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、新型コロナウイルス感染症の疑似症と診断された者」を指す。 ※本ガイドラインでは、検温による発熱、問診により「諸症状」が認められたものを「疑い症例」とする。
感染症を疑う症状 ※本ガイドラインにおける「諸症状」の定義	<感染に関連する体調異常例> ・悪寒、発熱、から咳、鼻汁、鼻閉、頭痛、咽頭痛などの風邪の症状の有無 ・全身の倦怠感、関節・筋肉痛、食欲不振、下痢などの有無 ・味覚嗅覚障害の有無 ・嘔気、嘔吐等の有無 ・呼吸困難、胸痛、濃性痰等の肺炎を疑う症状の有無 ※基礎疾患(心臓・腎臓・糖尿)をもつ、高齢者は重症化する可能性が高いことも周知する。

患者(確定例)の感染可能期間	発熱及び咳・呼吸困難などの急性の呼吸器症状を含めた新型コロナウイルス感染症を疑う症状(以下参照)を呈した2日前から隔離開始までの間、とする。
無症状病原体保有者の感染可能期間	陽性確定に係る検体採取日の2日前から入院、自宅や施設等での待機開始までの間とする。
濃厚接触者	<p>「患者(確定例)」の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・患者(確定例)と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者 ・適切な感染防護無しに患者(確定例)を診察、看護もしくは介護していた者 ・患者(特例例)の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者 ・その他：<u>手で触れることのできる距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なしで、「患者(確定例)」と15分以上の接触があった者(周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する)</u>
患者クラスター(集団)	<p>連続的に集団発生を起こし(感染連鎖の継続)、大規模な集団発生(メガクラスター)につながりかねないと考えられる患者集団を指す。</p> <p>これまで国内では、全ての感染者が2次感染者を生み出しているわけではなく全患者の約10～20%が2次感染者の発生に寄与しているとの知見より、この集団の迅速な検出、的確な対応が感染拡大防止の上で鍵となる。</p>
退院に関する基準	<p>「病原体を保有していないということ」とは、原則として次の①に該当する場合とする。ただし②に該当する場合も差し支えないこととする。</p> <p>①発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合</p> <p>②発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者については、原則として③に該当する場合に、退院の基準を満たすものとする。ただし、次の④に該当する場合も退院の基準を満たすものとして差し支えないこととする。</p> <p>③発症日から10日間経過した場合。</p> <p>④発症日から6日間経過した後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合。</p>

(出典)「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要項」国立感染症研究所感染症疫学センター2020年4月20日

「新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取り扱いについて(一部改訂)厚生労働省健康局2020年6月12日

IV. 新型コロナウイルス感染症に対する基本的感染症対策

【原則】

1. ゴルフトーナメントに関わるすべての者とその家族や帯同者が、発熱・咳・倦怠感等の症状を認めたら休む勇気を持つこと。
2. 招待者も観客も感染に当たっては、発熱・咳・倦怠感等の症状を認めた場合には、トーナメント会場に行かないという文化を醸成すること。
3. 症状の有無にかかわらず日ごろから感染予防に努め、絶対に濃厚接触者とならないようにする。

【基本的感染症対策】

「個人防衛」「集団防衛」「社会防衛」を組合せて対応、対策を行います。

以下の対応を取ることが新型コロナウイルス感染症の伝播を防ぐ上での基本になります。

個人防衛	<p>(1)身体的距離の確保 人との間隔は、できるだけ2 m（最低1 m）空けること。</p> <p>(2)マスクの着用 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用すること。</p> <p>(3)手指衛生の励行 ・消毒用アルコール剤による手指衛生の励行が原則です。ただし、選手によっては、アルコールによりマメなど指先の状態に影響が大きいと判断される場合には、流水と石鹸による手洗いでも十分な予防効果が期待できます（手指消毒、手洗いのやり方は管轄するゴルフ協会、大会関係各社で指導） 化粧室を利用する前、日焼け止め及び化粧等、顔に触れる前に手指消毒をする。</p> <p>(4)安全な移動及び行動 ・不要不急の移動・行動は避ける ・遠征先での外出・外食など不特定多数との接触の機会は避ける ・バスなどでの移動時の換気、空間遮断による濃厚接触の回避 ・移動中もマスクを常時着用し、出発ならびに到着時に手指衛生を行う ・公共交通機関の使用や飲食店等を利用する際には混みあう時間帯を避ける</p> <p>(5)「3密（密集・密接・密閉）」を回避すること。 不特定多数の人が集まる場所（特に換気の悪い場所）、体が触れ合う状況において感染のリスクが高まります。</p> <p>(6)口・鼻・眼に不用意に触れないこと。 手についたウイルスが粘膜を通して感染を起こします。</p> <p>(7)規則正しい生活とバランスの取れた食事をとること。 感染対策、全ての健康の基本となります。</p> <p>(8)毎朝、体温を測定し、健康チェックを行う。発熱又は風邪の症状がある場合は自宅、滞在するホテル等で待機すること。（集団感染を防ぎ大会を守る）</p>
------	---

集団防衛	<p>(1) 選手・選手関係者及びすべての大会関係者が規則を遵守すること 虚偽のない報告、自主隔離等で、感染拡大を防ぐ</p> <p>(2) 来場するすべての関係者の名簿を管理する。</p> <p>(3) 発熱及び諸症状がある場合は、会場に行かない、休みやすい環境と体制を整える。</p> <p>(4) 濃厚接触者をつくらない、自らが感染しないように対策する。</p> <p>(5) 毎日の健康チェックと行動記録（セルフチェック）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体温測定：起床直後・就寝前など決まった時間での体温記録 ・<u>健康チェック</u>：発熱、咳、咽頭痛、だるさ、倦怠感、食欲低下の有無、味覚嗅覚障害、呼吸困難、睡眠時間など ・行動記録：食事や出向いた場所・同行者などの記録をメモしておくが良い
社会防衛	<p>(1) 政府「基本的対処方針」の遵守、開催地自粛要請及び諸対策の遵守</p> <p>(2) 開催自治体、所轄保健所、医療機関、検査機関との連携</p> <p>(3) 「ゴルフ関連5団体新型コロナウイルス対策会議」全体での情報共有体制 体調不良者に関する情報共有による危機察知体制の構築</p>

●新型コロナウイルスに関して、詳しく知りたい場合以下を参照してください。

厚生労働省 新型コロナウイルスに関する Q&A（一般向け） 最新 令和2年11月10日時点版

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

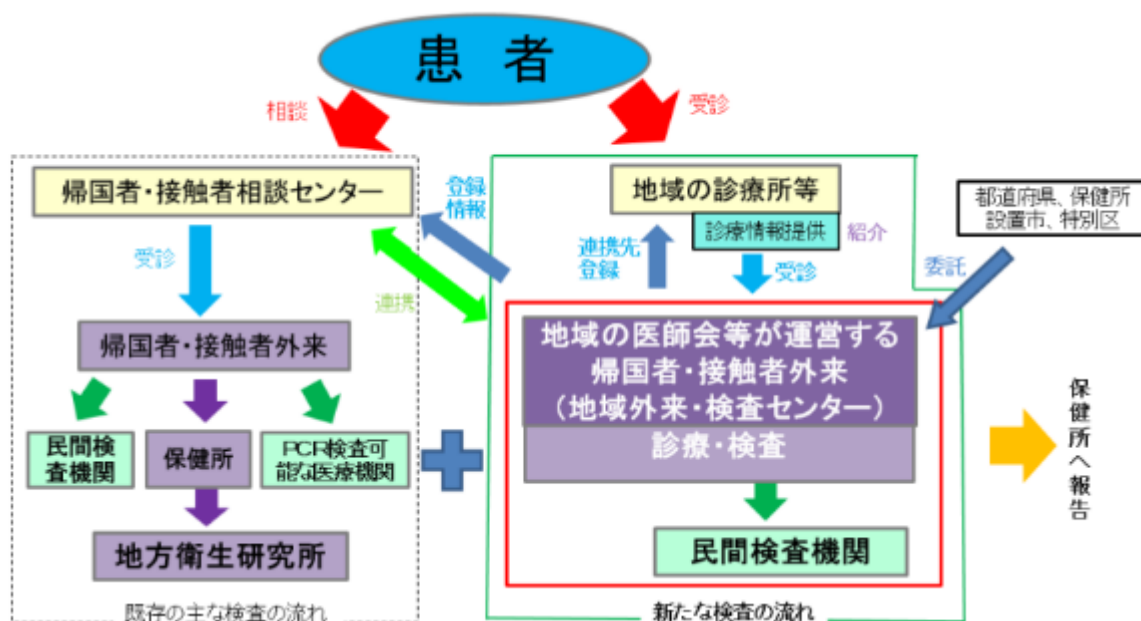
●帰国者・接触者相談センター

以下の条件に当てはまる場合は、管轄するゴルフ協会・所属会社・業務受注元に対する報告の上で、最寄りの保健所などに設置される「帰国者・接触者相談センター」（地域により名称が異なることがある）に相談する。

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
※高齢者をはじめ、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など）など）がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方
- ・上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

相談の結果、感染が疑われると判断された場合には、帰国者・接触者外来や地域外来検査センターを紹介され、そこで検査を受けることになります。

【検査のフロー】



※帰国者・接触者相談センターはすべての都道府県に設置され、24時間対応していますので、詳しくは、下記のホームページをご覧ください。

【帰国者・接触者相談センターページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

注釈：本ガイドラインでは、トーナメント（ツアー競技）開催を前提とした感染症対策について記しています。ゴルフ場やゴルフ協会が開催する一般的なゴルフ競技会につきましては、新型コロナウイルス対策感染症予防の観点から主催者や開催ゴルフ場が行うことができる準備・諸注意事項を記しています。競技会場の開催環境等を踏まえて各競技会の実情に照らし合わせながらできる限りの予防策、準備の目安等をまとめています。準ツアー競技、予選会、資格認定テスト等開催時の参考に合わせて参照してください。

【日本国内の小規模ゴルフイベント（非興行型のアマチュアイベントやプロも参加する予選会を含む）における新型コロナウイルス感染症に対する具体的な運用事例について】

http://www.jga.or.jp/jga/html/jga_data/02KYOUGI_NEWS/2020_KYOUGI/ama_covid19_unyojirei.pdf

(公財)日本ゴルフ協会 2020年5月29日

V. トーナメントの開催基準

1. 開催判断基準

- ① 政府及び自治体の見解 ②大会開催地自治体の状況 ③選手の状況及び動向
④ 他のスポーツの動向 ⑤ツアー全体の状況

2. 開催自治体の警戒レベルに応じた催物制限基準

開催地(都道府県)の警戒レベル(感染状況)に準じて「開催STAGE」を決定する。開催時の警戒レベルの変動に応じて、制限及び緩和のレベルも変更してください。

自治体ごとに入場制限や飲食に関する指導等が異なりますので、自治体並びに管轄ゴルフ協会と「大会基準」を定めて開催してください。

*赤字 開催自治体と協議の上で 基準を決定してください。	STAGE 5 中止 延期	STAGE 4 無観客 非公開	STAGE 3 制限された ホスピタリティ&観客動員	STAGE 2 制限された ホスピタリティ&観客動員	STAGE 1 通常のホスピタリティ &制限された観客動員	STAGE 0 通常の観客動員
警戒レベル(国)	緊急事態宣言 (特定警戒都道府県)	緊急事態宣言 (特定都道府県)	緊急事態措置の 対象外の都道府県			
警戒レベル(都道府県) *開催都道府県の基準を適用 *状況に応じて、計画を変更する システムを予め説明する	都道府県により、警戒レベル(段階の数)が異なりますので、各大会の開催基準(STAGE)を決定してください 【原則】主催者・管轄ゴルフ協会・開催自治体が確認・承認すること 【目的】①制限解除となれば100%計画通りに開催する。②感染状況が悪化した場合に迅速に対応できる仕組みを作る 【詳細】P.29「X. 観客の入場を前提としたゴルフトーナメント開催について」参照					
(5段階設定の自治体)	警戒レベル5	警戒レベル4	警戒レベル3	警戒レベル2	警戒レベル1	すべての制限解除
(4段階設定の自治体)	警戒レベル4	警戒レベル3	警戒レベル2		警戒レベル1	すべての制限解除
*警戒レベル「0」と終息(制限解除)は異なるので注意	国の対応状況に応じて 自粛要請の可能性有り	都道府県独自の イベント制限自粛要請あり	自粛要請は実施しない	自粛要請は実施しない	自粛要請は実施しない	規制・要請なし
	感染爆発・医療崩壊の リスクが高い状態	感染が拡大している状態	感染が概ね抑制できている状態		感染が抑制できている状態	①終息 ②ワクチン等による収束 ③感染症レベル変更
開催可否/制限/緩和	× 中止 又は 延期	○ 無観客	○ 観客入場制限 (開催自治体と相談)		○ 観客入場制限 (50%)	◎ 通常開催
選手関係者 *管轄ゴルフ協会規定に準じる		×(通訳除く)	△	△	○	○
協会発行ID *管轄ゴルフ協会規定に準じる		メディア・プロサービ限定	△	△	○	○
メディア *管轄ゴルフ協会規定に準じる		代表幹事のみ等 特別取材規定適用	1社1名等 特別取材規定適用	1社1名等 特別取材規定適用	○	○
プロアマ(プレー)	×	×	○ ガイドライン遵守	○ ガイドライン遵守	○ ガイドライン遵守	○ 当面、ガイドライン遵守
プロアマ(クラブハウス)	×	×	○ 検温・マスク着用 会話・握手等接触禁止	○ 検温・マスク着用 会話・握手等接触禁止	○ 検温・マスク着用 会話・握手等接触禁止	○ 当面、検温・マスク着用 会話・握手等接触禁止
プロアマ(朝食)	×	×	ゴルフ場での朝食を設定しないことも有効(接触機会の削減)		○	○
プロアマ(プレー中 軽食)	×	×	○ 換気・距離・飛沫対策 会話・握手等接触禁止	○ 換気・距離・飛沫対策 会話・握手等接触禁止	○ 検温・マスク着用 会話・握手等接触禁止	○ 当面、検温・マスク着用 会話・握手等接触禁止
プロアマ(表彰式)	×	×	△(喫茶のみ10分)	△(着席・飛沫対策)	△(着席・飛沫対策)	○
前夜祭(選手参加)	×	×	△(登壇挨拶のみ)	△(登壇挨拶のみ)	○	○
前夜祭(着席)	×	×	○ テーブル定員50%以下 検温・体調確認 感染防止策徹底	○ テーブル定員50%以下 検温・体調確認 感染防止策徹底	○ テーブル定員100%以下 検温・体調確認 感染防止策徹底	○ テーブル定員100% 当面、検温・体調確認 感染防止策を継続
前夜祭(立食)	×	×	○ 実施を前提とした 対策検討 (各団体の判断)	○ 実施を前提とした 対策検討 (各団体の判断)	○ 会場定員50%以下 検温・体調確認 感染防止策を継続	○ 当面、会場定員50%以下 検温・体調確認 感染防止策を継続
招待者(来場)	×	×	○(制限・来場者把握)	○(制限・来場者把握)	○	○
招待者(クラブハウス入室)	×	×	△ *ゾーニングでの区分けが 可能な場合○	△ *ゾーニングでの区分けが 可能な場合○	○ 検温・マスク着用 会話・握手等接触禁止	○ 当面、検温・マスク着用 会話・握手等接触禁止
招待者(レストラン)	×	×	×	×	○(選手エリアと区分け)	○(選手エリアと区分け)

*赤文字 開催自治体と協議の上で 基準を決定してください。	STAGE 5	STAGE 4	STAGE 3	STAGE 2	STAGE 1	STAGE 0
	中止 延期	無観客 非公開	制限された ホスピタリティ&観客動員	制限された ホスピタリティ&観客動員	通常のホスピタリティ &制限された観客動員	通常の観客動員
警戒レベル(国)	緊急事態宣言 (特定警戒都道府県)	緊急事態宣言 (特定都道府県)	緊急事態措置の 対象外の都道府県			
警戒レベル(都道府県) *開催都道府県の基準を適用 *状況に応じて、計画を変更する システムを予め説明する	都道府県により、警戒レベル(段階の数)が異なりますので、各大会の開催基準(STAGE)を決定してください 【原則】主催者・管轄ゴルフ協会・開催自治体が確認・承認すること 【目的】①制限解除となれば100%計画通りに開催する。②感染状況が悪化した場合に迅速に対応できる仕組みを作る 【詳細】P.29「X. 観客の入場を前提としたゴルフトーナメント開催について」参照					
(5段階設定の自治体)	警戒レベル5	警戒レベル4	警戒レベル3	警戒レベル2	警戒レベル1	すべての制限解除
(4段階設定の自治体)	警戒レベル4	警戒レベル3	警戒レベル2		警戒レベル1	すべての制限解除
*警戒レベル「0」と終息(制限解除)は異なるので注意	国の対応状況に応じて 自粛要請の可能性あり	都道府県独自の イベント制限自粛要請あり	自粛要請は実施しない	自粛要請は実施しない	自粛要請は実施しない	規制・要請なし
	感染爆発・医療崩壊の リスクが高い状態	感染が拡大している状態	感染が概ね抑制できている状態		感染が抑制できている状態	①終息 ②ワクチン等による収束 ③感染症レベル変更
開催可否/制限/緩和	× 中止 又は 延期	○ 無観客	○ 観客入場制限 (開催自治体と相談)		○ 観客入場制限 (50%)	◎ 通常開催
入場制限	—	—	開催地の感染レベル(警戒)レベルに従うことが最優先 変化に対応できる備え、すべての人が納得するルールづくり			
入場制限(目安) *STAGE1 ③5000人について 「観客」「関係者も含め」 開催自治体により相違有	—	—	(開催自治体と協議) 1,000~1,500人 (STAGE2の約50%) *観客同士の距離が十分に 確保できる会場の場合は、 安全対策を講じた上で 来場人数増加可能	(開催自治体と協議) 2,000~3,000人 (STAGE1の約50%) *観客同士の距離が十分に 確保できる会場の場合は、 安全対策を講じた上で 来場人数増加可能	①主催者が設定する 来場者数の50% ②地域が定める 制限人数(率) ③5,000人 いずれかの最小値	主催者が定める 来場者設定 ①過去の入場者データ ②動員計画(輸送・設備 ・緊急時対応) ③入場券販売計画 等に基づく計画値
前売券販売(考え方)① *各日共通券型 *通常の販売を開始 設定人数を超過すると入場制限	すべての チケットが無効	すべての チケットが無効	先着1500名まで入場 ※以降来場者への 払い戻し対応	先着3000名まで入場 ※以降、来場者への 払い戻し対応	先着5000名まで入場 ※以降、来場者への 払い戻し対応	入場制限なし
前売券販売(考え方)② *日付指定券型 *通常の販売を開始 STAGEの変化により無効となる チケット発生	すべての チケットが無効	すべての チケットが無効	NO、1501以降の チケットが無効	NO、3001以降の チケットが無効	NO、5001以降の チケットが無効	販売したすべての チケットが有効
当日券	総来場人数をコントロールできる施策を検討(販売数を事前決定)					◎
招待券・無料入場対象	総来場人数をコントロールできる施策を検討(有料・無料枠の設定等)					◎
インターネット販売	—	—	○(推奨)	○(推奨)	○(推奨)	○(推奨)
入場者管理(アプリ等)	—	—	○(推奨)	○(推奨)	○(推奨)	○(推奨)
ギャラリーブラザ/スタンド/ ギャラリーバス	設置 — 利用率 —	設置 — 利用率 —	設置 — 利用率 —	設置 50%削減 利用率 50%	設置 100% 利用率 50%	設置 100% 利用率 100%
●ファンサービス制限						
無発声)拍手・手を振る	—	—	◎	◎	◎	◎
無発声)タオル等を広げて応援	—	—	◎	◎	◎	◎
声援、指笛	—	—	×	×	×	○
ボール渡し(ウィングホール含)	—	—	×	×	×	○
選手との直接接点・声かけ	—	—	×	×	×	○
握手・ハイタッチ	—	—	×	×	×	○
サイン	—	—	×	×	×	○
プレゼント(受け取り)	—	—	×	×	×	○
●選手イベント						
ジュニアレッスン会	—	—	当面見送り		◎新しい方法を検討	
エスコートキッズ	—	—	当面見送り		◎新しい方法を検討	
チャリティフォト	—	—	当面見送り		◎新しい方法を検討	
●観戦スタイル						
ローピング	—	—	広め	広め	広め	通常
選手通路(声掛・握手禁止)	—	—	5m以上	5m以上	5m以上	通常(3m)
導線	—	—	順行(逆行禁止)	順行(逆行禁止)	順行(逆行禁止)	通常
通行	—	—	左側通行	左側通行	左側通行	通常
バッティンググリーン	—	—	時計回り	時計回り	時計回り	通常
入口・出口	—	—	分割・左側通行	分割・左側通行	分割・左側通行	通常
入場時間	—	—	最終入場時間設定	最終入場時間設定	最終入場時間設定	通常
●ギャラリーブラザ/飲食関係						
調理品	—	—	×	×	○	○
弁当(完成品・個別包装)	—	—	○(推奨)	○(推奨)	○	○
アルコール	—	—	△大会ごとの判断	△大会ごとの判断	△大会ごとの判断	○
ソフトドリンク(ノンアルコール含む)	—	—	○	○	○	○
キャッシュレス化	—	—	◎(推奨)	○(推奨)	○(推奨)	○(推奨)

3. 開催準備を始めるまえに（前提条件）

主催者とゴルフ協会の意思統一が取れていることを前提に、以下を整えることが重要となります。

- ① 開催県知事や開催市町村長等の自治体の承認がしっかりと取れていること。
- ② 開催期間中、医療従事者（医師や看護師）のスタンバイまたは、近隣の病院との連携が出来ていること。
- ③ 本ガイドラインに基づき、万全の予防対策、選手、キャディ、関係者及び観客を含むすべての入場者の健康チェックを行うこと。

4. イベント開催等に係る基本的な感染防止策

新型コロナウイルス感染症対策本部 「今後の取り組み」2020年8月28日

- イベント主催者等は、以下の基本的な感染防止策の実施を含め、本ガイドライン、管轄する競技団体が定める諸マニュアル、開催地域の対策方針等に基づく行動をする。
- イベント参加者等も、以下の基本的な感染防止策の遵守を含め、「新しい生活様式」に基づいた行動をする。※本ガイドライン「巻末に添付」
- 今後、新たなエビデンス等に基づき、感染予防策やそれに基づくイベント開催内容を見直す。

【基本的な感染防止策】

以下の取り組み(7項目)が、着実に実施することによって、社会全体での感染リスクは、かなり下がることが期待されることを発表しています。

- ① 3密や大声を上げる環境の回避
- ② マスクの着用
- ③ フィジカルディスタンスの徹底
- ④ 手洗い、手指消毒
- ⑤ 換気の徹底
- ⑥ 濃厚接触の回避
- ⑦ 「新しい生活様式」の徹底

ゴルフトーナメント(ゴルフ競技全般を含む)に関わる選手・キャディ・コーチ・トレーナー・マネージャーを含む選手関係者、大会事務局・メディア・プロサービスマーカー・放送局・開催ゴルフ場関係者並びにすべての大会運営関係者に、基本的な感染防止策を周知徹底する。

また、招待者、搬入搬出及び施工従事者、ボランティアや警備、アルバイト等の業務従事者、及び来場する観客にまで、同様の対応をお願いし、対策が実践できる環境の整備を行う。

【イベント開催時の必要な感染防止策】

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室からの事務連絡

(1) 徹底した感染防止等（収容率 50%を超える催物を開催するための前提）	
① <u>マスク常時着用の担保</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。</u> * <u>マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク 100%を担保。</u>
② <u>大声を出さないことの担保</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>大声を出す者がいた場合、個別に注意喚起を行う。</u> * <u>隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提）</u> * <u>演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低 2m）</u>
(2) 基本的な感染防止等	
③ <u>①～②の奨励</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行</u> * <u>マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと</u> * <u>大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと</u> (例：スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止する等)
④ <u>手洗い</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>こまめな手洗いの奨励</u>
⑤ <u>消毒</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒の徹底</u>
⑥ <u>換気</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気</u>
⑦ <u>密集の回避</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避</u> * <u>必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限</u>
⑧ <u>身体的距離の確保</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間(5名以内に限る)では座席を空けず、グループ間は1席(立席の場合1m)空ける。</u> ・ <u>演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保</u> ・ <u>混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔（最低限人と人が触れ合わない程度の間隔）</u>
⑨ <u>飲食の制限</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限</u> ・ <u>休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底</u> ・ <u>過度な飲酒の自粛</u>

	<ul style="list-style-type: none"> ・食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外（例：観客席等）は原則自粛。 （発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。）
⑩ 参加者の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 *ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。
⑪ 参加者の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの奨励 *アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入
⑫ 演者の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・有症状者は出演・練習を控える ・演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる ・合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
⑬ 催物前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント前後の感染防止の注意喚起 *可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑭ ガイドライン遵守の旨の公表	<ul style="list-style-type: none"> ・主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表
(3) イベント開催の共通の前提	
⑮ 入退場やエリア内の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 *来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。 具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。
⑯ 地域の感染状況に応じた対応	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模イベントは事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

5. 医療体制に関して

- ・ **指定医療機関との連携体制の確認**（医師や看護師の手配、救急対応病院の確認、所轄保健所等）
開催する都道府県や市町村の保健所には必ず事前に届け出を行う。
また、大会開催には医師や看護師を必ず手配した上で、その医師・看護師にも本ガイドラインによる感染症対策を事前に周知する。 コロナ感染者もしくは疑いのある人が出た場合には、感染症専門医（アドバイザー）もしくは管轄保健所等の指示に従い、大会が用意する医師や看護師と連携を取りながら対応する。

* 医療崩壊が叫ばれているように、医師や看護師が圧倒的に足りない今、トーナメント会場に医師や看護師を置くことは現状かなり難しい。怪我等の処置対応のための医療従事者を、大会もしくは当該開催ゴルフ場側で手配する。

- ・ **医療アドバイザーとの連携**

新型コロナウイルス感染症に関して、陽性者が発生した場合には、2日間の濃厚接触者や行動履歴の追跡や集団クラスターの発生の可能性など、各大会で専門医のアドバイザーと連携できる体制をとることが望ましい。最新の開催地の感染状況を鑑み、所轄するゴルフ協会と協議の上で手配については検討をお願いします。医療アドバイザーについては、東邦大学理事長の炭山先生（ゴルフ関連5団体新型コロナウイルス対策会議 顧問）に対応をお願いすることもできます。

- ・ **感染症対策マニュアルの準備**

各主催者で策定する対応マニュアルは、管轄ゴルフ協会のマニュアルを整合し、不足・異なる対応がある場合には専門医の指導を仰ぐことをおすすめいたします。

- ・ **検査体制の準備**

① 検査の導入については、管轄するゴルフ協会と協議の上で決定する。

② 抗原検査、PCR検査、医師の問診、更に肺炎の疑いがある場合に、CT検査を実施する（予め所轄保健所に開催することを連絡し、対応の事前相談を行う）

6. 検査について

開催にあたっての選手および大会関係者の各種検査（抗原・PCR・抗体等）については、最新の科学的知見、医療の現状、検査体制の充実、結果の解釈や対応を含め、検討してください。

PCR検査は、スクリーニングとして最も適した対策であります。

但し、検査後に感染するケースもあり、ガイドラインに示す個人防衛策・集団防衛策は万全を期すこと。

また、PCR検査等を実施しない場合には、検温及び、体調チェックを行う。検査に関する考え方については管轄ゴルフ協会の規定に従う。会場内では全員がマスク着用を大前提とし、

マスクの非着用を認める対象者（選手・キャディ等）は、「定期的な検査」を行うものとします。

※検査導入を検討する場合、現状のコロナウイルス感染状況から判断すると下記のような原則が望ましいと考えます。

- ・現在JリーグのPCR検査が2週間に一度となっていることを踏まえると、ゴルフも可能であれば間一週間、つまり陰性の結果の選手は翌週の検査は免除という形をとること。
- ・翌週の検査が免除されていても、その間の体調チェック、検温等は徹底し、少しでも体調が悪い場合は検査を受けるようにすること。
- ・選手や関係者は、常に感染のリスクがあることを自覚し、お互いが濃厚接触者にならないように留意すること。（マスク着用、ソーシャルディスタンス、会話をしない、食事を一緒に取らない等）。
- ・特に検査が終わって結果が出るまでの行動（練習Rも含む）については、十分に気をつけること。
- ・いずれにせよ開催地域の保健所の判断が最優先されるので、事前の打ち合わせは必ず行い、大会としての感染症対策をきちんと説明し、理解（承認）を取っておくこと。

7. 問診票による健康状態及び行動記録の確認について

2020年度の運用管理の結果により、以下の方法を推奨いたします。

・問診票（健康状態の確認）

- 事前 14日間 簡略化可能（発熱、該当症状があった場合の報告は義務付ける）
- 期間中 簡略化可能（発熱、該当症状があった場合には会場に来ないことが大原則）
*PCR検査をしない場合、毎日の検温と問診は強化してください。
- 事後 7日間 省略可能
*但し 7日以内に発熱や健康の変化については報告を義務付けてください。

・行動記録

- 事前 14日間 省略可能

但し、陽性罹患、濃厚接触者となる場合には、行動履歴（2日分）の報告を義務付ける。（予め、協力を要請し、賛同を得ておくこと）

招待者や観客を除く、すべての大会関係者については、日常的に検温・健康チェック・行動履歴（場所・内容・接触者）を、各自で記録しておくように要請する。

また、検査や申請を省略することで、参加者のスクリーニング項目が減少している分、基本的な感染防止対策を徹底するようにしてください。

また、接触確認アプリ（COCOA）等、感染拡大防止を目的としたアプリの利用を推奨いたします。

8. 感染リスク防止のための備品等の準備

- (1) 飛沫感染（咳・くしゃみ、おしゃべりによる感染）防止の備品等の準備
マスク、遮断壁(アクリル板やビニールカーテン*)、フェイスシールド 等
- (2) 接触感染（手で触れることによる感染）防止の備品等の準備
手指アルコール、ゴム手袋、除菌シート、ペーパータオル、定期消毒作業体制 等
- (3) 検温・健康チェック・規則啓蒙のための備品等の準備
体温計、サーモグラフィ、体調及び行動の調査用紙、検査確認証明シール、注意喚起掲示 等
- (4) 3密発生箇所の点検及びソーシャルディスタンスを確保する会場計画策定
入場制限**、導線、ゾーニング(ロッカールーム・レストラン等)***、換気、備品使用制限 等
- (5) クラブハウス・ロッカールーム・浴室、トイレなどにおける環境消毒、高頻度接触面に対しては消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等を用いて清拭消毒を行う
- (6) タオルなどのリネンの共用は避ける。トイレなどの手ふきはペーパータオルを使用する
- (7) トイレ個室に便座クリーナーまたはアルコール消毒スプレーを配備し、利用者には毎回の使用を呼びかける。

*飛沫防止用のシートに係る火災予防上の留意事項について

- (1)火気使用設備・器具・白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しないように
すること。ただし、これらの近くに設置することが感染予防対策上必要な場合にあつては、
燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防火製品など）を使用すること。
- (2)同じ素材であれば、薄いフィルム上のものに比べて板状のものの方が防火上望ましいこと。
- (3)不明な点があれば、最寄りの消防署に相談すること。

参考：シート類については、(公財)日本防災協会が定める防火性能基準に適合するものが
防災製品として認定されているものがあり、認定された製品や材料には防災製品
ラベルが貼付されている。

**入場制限：できるだけ来場者の人数を少なくすることで感染リスクを抑える。

***ゾーニング：ゾーン分けしておくことで感染者が出た場合の影響範囲を限定する。

9. 選手及び関係者の宿泊(ホテル・旅館等)に関する注意

■発熱・体調不良者の対応について

発熱及び体調不良時については会場に来ないことを原則としていますが、ホテル側にも独自の感染症対策がありますので、大会で手配するホテル・旅館等については事前に打合せをしてください。

1. 大会の感染症対策（マニュアル）の説明（例：発熱・体調不良時の自室待機）
2. 大会側からホテルへの連絡体制を決定（初動連絡が大切です）
3. ホテルと連携して、帰国者・接触者センターや保健所等の連携が必要となります。
4. ホテルによっては、体調不良者の別室・別棟を用意しているホテルもあります。
5. 期間中、会場でのPCR検査を実施する場合には、予め周知しておくトスムーズです。

■大会期間中の陽性者の対応(検査により判明する場合)

陽性者に関しては、保健所の指示に従うこととなりますが、ホテルとも情報共有をお願いします。

保健所が指定する医療機関や、軽症・無症状者用の療養施設への移送(移動)することとなりますので、その場合の対応なども予め確認しておくスムーズです。

個人で手配するホテルは別として、大会事務局で手配するホテル等(例：関係者・アルバイト宿泊等)につきましては、主催者とホテル側とで協力して対応をお願いします。

VI. 選手・大会関係者への対応

選手・大会関係者とは、ゴルフトーナメント(ゴルフ競技全般を含む)に関わる選手・キャディ・コーチ・トレーナー・マネージャーを含む選手関係者・メディア・プロサービスメーカー・放送局・開催ゴルフ場関係者並びにすべての大会運営関係者となります。また主催者の役員や応援社員、後援・協力企業関係者、主催者の招待者など、クラブハウスや諸施設の出入りを許可されたすべての関係者が含まれます。

1. ゴルフトーナメントに特徴的な感染リスク要因

- ・選手及び選手関係、大会を運営する関係者が全国から集まること。
- ・トーナメント会場以外は、滞在するホテル、移動、行動のすべてが個人管理であること。
- ・選手と観客が近くを通行すること。
- ・人ごみの中でのファンサービス(握手、サイン、プレゼント等)、直接的なサービスが多い。
- ・レストランやロッカールームなど、3密になりやすい箇所が多いこと。
- ・主催者及び招待者が、選手と飲食をともにする機会があること。
- ・不特定多数、氏名及び居住地がわからない観客が集まること。
- ・ギャラリープラザ等、人込みにおける不特定多数との遭遇・接触すること。
- ・スタートホールや最終ホール、練習場試合観戦中に濃厚接触状態になりやすい場所が、一部であるが発生すること。
- ・観客や招待者等が、駐車場や駅から、ゴルフ場まで送迎バスを使用すること。等

これらのゴルフトーナメントの特徴に応じた対策が必要となります。

また、観客及び招待者の有無にかかわらず、大会関係者の行動にも注意が必要です。

- ・移動、宿泊等の分散(業務機能停止を防ぐように各社にて判断) * 下請会社にも配慮
- ・業務従事人数を削減・制限する状況でも業務が継続する備え
- ・食事、休憩の取り方(会話制限、人数制限、時間制限等)
- ・移動開始前の検温(関係者、アルバイト、観客は送迎バスに乗車前に検温を推奨)等

2. 選手・ゴルフ協会・開催ゴルフ場・大会主催者に求められる感染対策

- (1)選手本人だけでなく、選手と頻りに接する方々も同様の対応が必要です。特に、関係者や家族を含めた対策の徹底が重要となります。
- (2)選手および大会関係者の各種検査
前述の「V-4」参照
- (3)陽性者が出た場合には、すぐに保健所に届け出の上、濃厚接触者の洗い出し、感染経路の調査になります。そのために、検査前2週間の行動記録（誰と何処で、どういう状況であったか等）を取っておくこと、かつ今後の行動自粛（夜の街や人の集まる場所等にはでかけない）を徹底する。

3. ゴルフトーナメントへの出場に関する規則

以下には、規則制定例を示す。大会を管轄する各ゴルフ協会により「国内外選手の比率」や「付与する資格の条件が異なるので、各ゴルフ協会で定めることを推奨する。

- (1)ゴルフトーナメントは、出場資格保有者（優先順位）に対して、試合ごとに定められた出場定員迄の出場希望者により開催される。従来出場及び欠場については選手の任意により決められている。
新型コロナウイルス感染症対策においては、従来の規定と違う特別規則を定め、予め出場有資格者に対して、規則に対応する十分な期間をもって、出場選手に告知を行うべきである。
- (2)外務省から渡航中止勧告がでている「レベル3」地域や国への訪問歴が、出場しようとする大会の公式練習日から起算して14日以内にある場合、トーナメントに出場できないものとするべきである。
- (3)出場する大会の期間中においては、練習又は競技の前に、検温及び体調検査を受けることを推奨する。機材・場所・検査者は試合毎で定めるが、すべての出場選手に同一機材で行う。
- (4)大会前1週間以内に37.5℃以上の発熱、平熱より高い状態が2日ないし3日ほど続いた選手、選手関係者及び大会関係者については大会への参加並びに業務をしないこと。「諸症状」がある者についてはアドバイザーに相談して出場の可否を決める。
- (5)上記(1)~(4)による出場可否及び条件については、各ゴルフ協会が定め出場選手に予め告知をする。（出場義務試合数などを始め、諸規則が異なるため）

4. 選手及び家族も含めた選手関係者に疑い症例(検温及び該当する症状)が出た場合の対応

- * 検温で37.5℃以上の場合、平熱より高い日が2日ないし3日以上続く場合、または「諸症状」がある場合は必ず報告することとする。
- * 上記の場合は、下記のような対応を行う。

- (1)所属するゴルフ協会に報告
・各選手の自立した行動(ホテル待機等)及び健康観察を続け、連携医療機関への連絡し対応する。

- (2) 濃厚接触者の洗い出し
 - ・濃厚接触者の抽出および集団発生に対するリスク管理
- (3) 抗原検査、PCR 検査および医療機関受診対象者の確認
 - ・健康チェック表、自覚症状を確認の上、抗原検査、PCR 検査検体の採取並びに CT 検査
 - ・抗原検査が陰性でも体調ならびに検温の結果、感染の疑いがあると当該大会のアドバイザーや医療従事者、もしくは管轄保健所が判断した場合は PCR 検査、更に肺炎の疑いがある場合は CT 検査を実施する
- (4) メディア対応
 - ・該当者が所属するゴルフ団体・企業ごとの対応（公表等）とする。
 - （メディア取材者については各ゴルフ協会が定める取材規定及び大会毎に定める大会取材規定に準じる。その取材規定は、大会開催時点の政府・行政の警戒指導に則り、感染拡大防止策は出場選手並びに大会関係者の参加基準と同レベルとし、疑いがあるものについては、会場への立ち入りや取材を断る措置をとること）
- (5) 選手および大会関係者の抗原検査、PCR 検査の結果、陽性反応が出た場合の補償の見直し
 - ・陽性反応がでた場合、回復し陰性と診断された後の、次戦出場等に関する規則は、所属するゴルフ協会の規則・規定に従う。
 - ・感染に関連する体調異常を申告しやすくするためのルール作りとルールの確認

5. 選手及び家族も含めた選手関係者に PCR 検査の結果、陽性反応が出た場合の対応

- (1) 管轄ゴルフ協会及び大会事務局に報告を義務付け、きちんと把握をする。管轄ゴルフ協会は当該大会のアドバイザーに連絡をとり指示を仰ぐ。

該当者の出場並びにキャディ等の業務に従事することについての是非を規則に準じて決定する。

 - ・当該大会をその場で中止にするべきかどうか判断する。大会自体を中止しない場合には大会会場に出入りするすべての人に対する検温等の健康チェックをより厳正に実施する。
 - ・濃厚接触者の抽出および集団発生に対するリスク管理
- (2) 医療機関受診の対象者の確認
 - ・健康チェック表、自覚症状を確認の上、医療機関受診対象者の確認（大会が手配する医師もしくは看護師、専門家、所轄の保健所など）
- (3) 「ゴルフ関連 5 団体新型コロナウイルス対策会議」に報告と今後の方針を相談
- (4) 陽性反応だった本人は入院もしくは自宅療養。濃厚接触者も自宅待機
 - ・その他の選手や大会関係者は原則、大会スケジュールに従い、予定どおりに試合・練習をする。
 - 大会全体の活動はこの時点では停止しないが、検温等の健康チェックをより厳正に実施する
- (5) メディア対応
 - ・該当者が所属するゴルフ団体・企業ごとの対応（公表等）とする。

6. 選手及び選手関係者以外の大会関係者から疑い例や陽性判定が出た場合の対応

- (1) ゴルフ協会及び大会事務局に報告を義務付け、きちんと把握をした上で当該大会のアドバイザーや医療従事者、もしくは管轄保健所に報告し、指示を仰ぐ。濃厚接触者の洗い出し。
 - ・当該大会をその場で中止にするべきかどうかとも検討し、もし大会自体を中止しない場合には大会会場に出入りするすべての人に対する検温等の健康チェックをより厳正に実施する。
 - ・行政(管轄保健所を含む)との連絡調整も検討
- (2) ゴルフ協会及び大会事務局による濃厚接触者の抽出および集団発生に対するリスク管理

VII. 重要事象報告について

1. 報告のフローについて

選手・キャディ・関係者は所属するゴルフ協会、会社責任者へ報告を徹底する。

また、ゴルフトーナメントは、別のゴルフ協会のトーナメントに出場・業務をすることがある特性から5団体で情報を共有するシステムも構築する必要がある。

(1) 新型コロナウイルス感染症について、管轄ゴルフ協会へ報告し、アドバイザーに相談する際は、所定のフォームで報告する。(保健所に報告すべき内容に則り、報告書を作成する)

(2) 次の場合は、必ず報告をするようにする。

・自主隔離を行う場合 (37.5℃以上発熱2日連続など)

・PCR検査を予定している場合

各協会、各トーナメントで指定した検査については報告不要

・PCR検査の結果が判明した場合

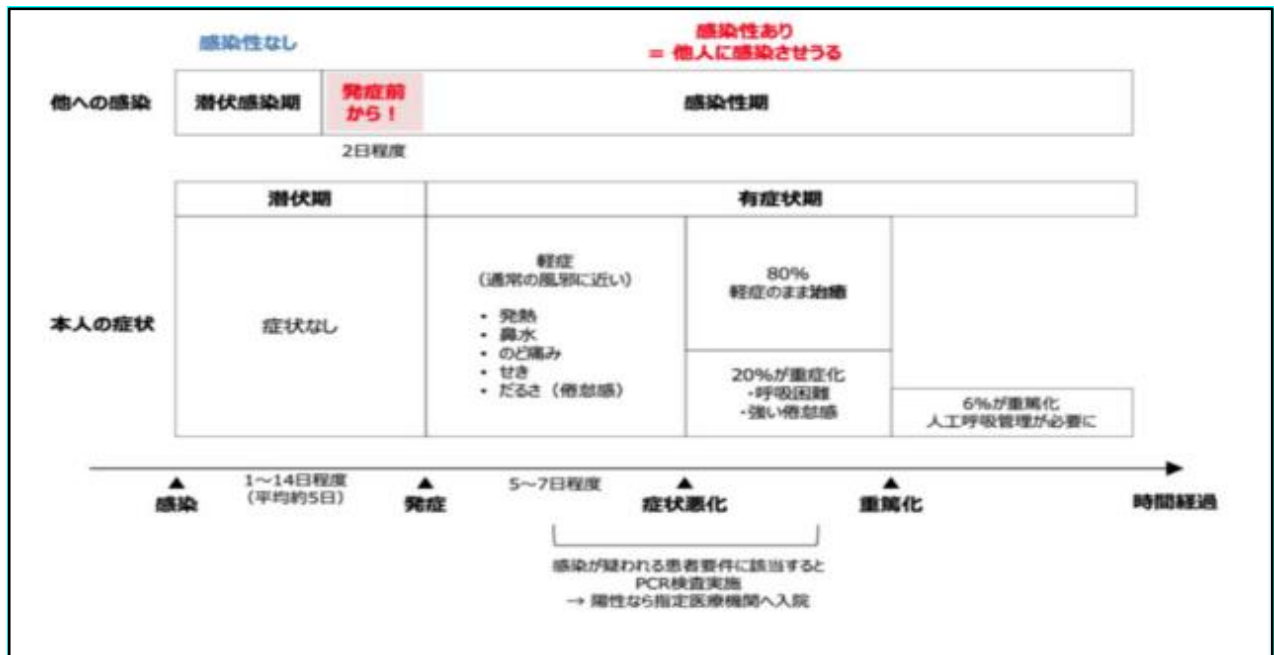
・濃厚接触者指定を受けた、または疑わしい場合

(3) 報告された内容(重要事象)については、所轄するゴルフ協会のみが閲覧し、情報の管理を徹底する。

5団体で情報を共有する場合には、出場及び業務において登録する氏名だけとし、それ以外の個人情報を取り除いた上で共有をする。誰でも臨時で登録ができる業務(キャディ・コーチ・アルバイト・ボランティア・派遣スタッフ等)の、身元確認を行うこと。

2. 症状がある場合の相談や医療について

【感染者の時間経過のイメージ】



(1) 発症 (疑い) 日

- 最初に症状が観察された日 (発熱、咳、だるさ、味や匂いを感じない等)

(2) 発症前に他人を感染させる可能性

- 発症日の 2 日前 から、他人を感染させる可能性があると考えられます。

その間に濃厚接触した方は、隔離の対象となります

- 感染してから発症するまでの潜伏期間は 14 日。平均で 5 日です。

感染源を探す際、14 日間の行動 (対人接触) をさかのぼって見ることになります。

- ヨーロッパ CDC の報告によると 「発症の 12 日前から気道に一定量のウイルスを認める。軽症例ではウイルス量は発症後 8 日目に最大となり、重症例ではやや遅れて 11 日目に最大となる 」

(3) 発症後、症状が持続せず、新型コロナウイルスに感染していないと推定できる場合

- 発症日から 7 日間隔離の後、かつ解熱及び症状消失後に 3 日経過後、平常復帰することが推奨されます。

(4) 発症し、症状が持続する場合 次項をご参照ください。

3. 情報開示にあたって

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=79998826&dataType=0&pageNo=1

【抜粋】

前文

人類は、これまで、疾病、とりわけ感染症により、多大の苦難を経験してきた。ペスト、痘そう、コレラ等の感染症の流行は、時には文明を存亡の危機に追いやり、感染症を根絶することは、正に人類の悲願と言えるものである。

医学医療の進歩や衛生水準の著しい向上により、多くの感染症が克服されてきたが、新たな感染症の出現や既知の感染症の再興により、また、国際交流の進展等に伴い、感染症は、新たな形で、今なお人類に脅威を与えている。

一方、我が国においては、過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である。

このような感染症をめぐる状況の変化や感染症の患者等が置かれてきた状況を踏まえ、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ適確に対応することが求められている。

ここに、このような視点に立って、これまでの感染症の予防に関する施策を抜本的に見直し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する総合的な施策の推進を図るため、この法律を制定する。

(国民の責務)

第四条

国民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者等の人権が損なわれることがないようにしなければならない。

(情報の公表)

第十六条

厚生労働大臣及び都道府県知事は、第十二条から前条までの規定により収集した感染症に関する情報について分析を行い、感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報並びに当該感染症の予防及び治療に必要な情報を新聞、放送、インターネットその他適切な方法により積極的に公表しなければならない。

2 前項の情報を公表するに当たっては、個人情報の保護に留意しなければならない。

(1) 感染症法が要請する情報開示

- 新型コロナウイルス感染症は感染症法に定める「指定感染症」です
- 新感染症に関する情報の開示がどう扱われるべきか、主催者とゴルフ協会にて協議の上で、決定してください。また開催自治体の発表(責任・役割)についても勘案してください。

(2) 都道府県による情報開示

- 都道府県は、感染症の予防や治療に必要な情報として、感染発生状況などを積極的に公表することを求められています（感染症法 16 条）
- その際、感染症に関連してかつて患者やその家族等に対する いわれのない差別や偏見 が存在した教訓から、個人の人権が損なわれることのないよう、情報保護等には十分留意が必要です（同前文、4 条、16 条）
- 「病歴」は個人情報のなかでも極めてセンシティブな、プライバシーがより保護されるべき情報です
- 都道府県 は、概ね以下のような項目を発表しています
 - ✓ 年代、性別、職業、居住地、経過・症状、行動歴、濃厚接触者の状況、渡航歴
 - ✓ とくに職業の表現方法など、十分に調整してください
 - ✓ 記述例：スポーツ選手、プロゴルファー、自営業（ゴルフ関係者）、●●ゴルフ協会会員

(3) 個人名は原則非公開とします

- 感染者 本人に公開の意志がある場合、これを尊重する（公表してよい）が、その場合も家族・関係者などがいわれのない扱いを受けたりするなど、多大な影響が及ぶ可能性なども十分考慮されたうえで、慎重にご判断ください。
- 匿名での発表でも、社会的責任を果たすことができます。
- トーナメント（主催者及びゴルフ協会）が 保健所 による 積極的疫学調査（同 15 条による調査）に 全面的かつ速やかに・協力して いることが前提です。2 日間（前日・前々日）の行動記録や施設の見取り図などを、速やかに提供できるよう準備してください
- 日頃 から 健康管理、感染リスク管理をしていることもまた、前提となります
- 従業員から感染者が従業員から感染者が出た企業などに対し企業などに対して、保健所が公表を指示することはありません。また企業が自主的に公表する場合は、個人情報や人権に十分配慮し、保健所と連携することが求められます

【参考】保健所の調査について

2020 年 5 月 18 日 千代田保健所健康推進課感染症対策係

「新型コロナウイルス感染症発生時の保健所の調査について」

<https://www.city.chiyoda.lg.jp/documents/21101/coronavirus-hokenjochosa.pdf>

【参考】公表について

- 『 HIV ・ハンセン病に対する偏見・差別をなくそう 』、政府広報オンライン

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201108/3.html>

- 『 新型コロナウイルス感染拡大によるいわれなき偏見と差別について（お願い）』

<http://www.japsw.or.jp/ugoki/yobo/request20200213.pdf>

2020 年 2 月 13 日、公益社団法人日本精神保健福祉士協会

- 『新型コロナウイルスの 3 つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～』

http://www.jrc.or.jp/activity/saigai/news/200326_006124.html 2020 年 3 月 26 日、日本赤十字社

VIII. 催物(プロアマ・前夜祭・ホスピタリティ・ジュニアイベント等)実施制限の検討

感染防止対策と 経済社会活動の両立のため、徹底した感染防止対策 の下での安全なイベント開催を
図っていくことが重要となります。

万一感染者が出た場合には、濃厚接触者の追跡や保健所との連携を迅速かつ正確に行い、集団感染の
防止に務めてください。開催する時期・地域の感染状況(警戒レベル)に応じて、感染リスクの排除及び
十分な感染防止対策を講じた上で、実施してください。

開催内容の変更、参加制限、感染防止策を予め周知することは、参加者の安心・安全につながります。

マスクを外す状態は感染リスクが高まることもあり、飲食を伴うパーティー等は当面の間は
行わないほうがよいと医療アドバイザーは指摘しています。管轄ゴルフ協会による制限、プロの
表彰式参加免除、健康にご心配な方、飲食行為を回避したい方に対して欠席しやすい環境整備を
お願いいたします。

1. プロアマ大会の実施について

本ガイドライン「V-2. 開催自治体の警戒レベルに応じた催物制限基準」を参考に計画してください。
基準値の見直し等は、管轄するゴルフ協会及び自治体等と協議の上で決定・見直しをお願いします。
感染防止策として以下の対策を行ってください。

- ・大会で設定する入場制限を適用することを参加者に予め周知する。(検温・健康状態の確認)
- ・接触確認アプリ (COCOA) 等、感染拡大防止を目的としたアプリの利用を促す。
- ・開催ゴルフ場が講じる感染予防策を確認する。(陽性感染者の発生の有無、要因を確認する)
- ・3密の防止観点でゾーニングや導線の計画、感染防止及び消毒等の対応策を講じる。
- ・プロアマ組数の制限については、コース内で、複数組がティーイングエリアで待つこと(混雑)
が無いような組数にする、待つ場所の3密回避など検討をお願いします。
(ステージ2・3レベルの場合)
- ・クラブハウス、レストラン、ロッカールーム、浴室、脱衣所、休憩室等の換気を常時行う。
- ・手指消毒等の感染防止対策を講じる。
- ・プロ・アマチュアとも原則としてマスクを着用する。
(挨拶をする際など近接の場合は、PCR検査の陰性者であっても全員が必ずマスクの着用する)
熱中症対策として、ソーシャルディスタンスを保てれば、外すことも認める。
- ・発話、会話を少なくする。(選手とのコミュニケーションが減少することを予め了解いただく)
- ・「乗用カート」では、乗車中の会話を控えるか、会話する場合は、マスク着用を要請する。
カートの乗車位置の固定や、ビニールカーテン(飛沫防止)なども有効な対策である。
- ・ゴルフ場入場時、昼食時、プレー終了後は、「手洗い・手指消毒」を励行するよう依頼する。
- ・ロッカールームでは、「身体的距離の確保」と会話の自粛を要請する。
(換気・共有部分の消毒徹底)

- ・プレーヤー同士の 浴室・浴槽・脱衣室での会話を自粛するよう要請する。
- ・浴室・浴槽・脱衣室における「身体的距離の確保」に注意を促す。
- ・風呂桶などの共用する備品は使用後に流水で水洗いするよう促す。
- ・化粧品・ブラシ等は持参するよう要請する。
- ・表彰パーティーなどは、待機時間合せて3密になりやすいので待機中・パーティー着席中の感染防止対策(人同士の距離、飛沫防止対策等)を講じる。
対策が不十分な場合は、組ごとに行う懇親会(短時間)等で、選手及び参加者の安全を確保する。
- ・表彰式を実施する場合には、参加者全員のPCR検査をすることが望ましい。
- ・ゴルフカートの消毒、ゴルフクラブの受け渡し等、すべての方が安心して参加できるよう、対策のルール化、見える化を行う。

[参考] ゴルフ場業界としての「新型コロナウイルス感染症」感染拡大防止ガイドライン
2020年8月14日(改訂) 一般社団法人日本ゴルフ場経営者協会
<http://www.golf-ngk.or.jp/news/2020/corona/golfcoronaguideline.pdf>

2. 前夜祭(ホテルでの食事会)の開催について

本ガイドライン「V-2. 開催自治体の警戒レベルに応じた催物制限基準」を参考に計画してください。基準値の見直し等は、管轄するゴルフ協会及び自治体等と協議の上で決定・見直しをお願いします。感染防止策として以下の対策を行ってください。

下記は、業種別ガイドラインを遵守している感染防止対策が万全である施設で開催されること。また座席も指定された着席型であり、料理も個別に配膳される形式を前提とした運用について、記載していますので参考にしてください。

野外での食事会、立食での食事会につきましては、示しておりません。

感染拡大状況の変化、政府の専門家分科会からの諸注意により、都度運用も変更いたします。

政府専門家分科会は、「飲食は感染リスクが一番高い」と提言しています。感染拡大状況により開催有可否検討並びに、安全担保につきまして十分な検討をお願いいたします。

- ・飲食を伴う場合は、マスクを外している時間が長く、接触者の追跡がしにくい。
クラスター発生が懸念されることや、すべてが濃厚接触疑い者と判定される可能性がある。
- ・体調に不安がある場合は、参加自粛を要請する。
- ・検温、手指消毒を入場時に行う。
- ・接触確認アプリ(COCoA)等、感染拡大防止を目的としたアプリの利用を促す。
- ・ステージ及び司会者と、客席の距離は2m以上離す。
- ・対面での食事を避ける。(円卓を使用し、隣席との距離にゆとりを持たせるレイアウトとする)
立食形式での飲食は、濃厚接触者の特定が困難となり参加者全員が疑い者となる懸念があり、当面の間は行わないようにする。
- ・ビュッフェスタイルの食事は避ける。個別に配膳されるものとする。

- ・調味料等を使用する、また複数人用に盛り付けられるメニューを避ける。
- ・受付や誘導を行うスタッフ、配膳するスタッフは、マスクやフェイスシールド等、飛沫を防止する相互の感染防止対策を講じる。
- ・選手の同席について、陽性者が発生した場合、翌日以降の出場制限(クラスター化する場合に大会継続可否)についてのリスクが生じるために、主催者とプロ協会とで慎重に協議する。
(ディフェンディングチャンピオン等のメッセージはビデオレターやリモートでの出演を推奨)
- ・組み合わせ抽選等を行う場合は、抽選器具など不特定多数が触れる可能性のあるものは消毒等感染防止策を講じる。非接触で抽選する方法、参加者が会場内の移動しない方法を検討する。
- ・宿泊する参加者が、各自が市中で食事をするこゝでの感染リスクも心配されるため、安全対策を講じた上で、夕食会を開催することは、行動の履歴を把握するために有効な施策である。

〔参考〕結婚式場業「新型コロナウイルス感染症ガイドライン 2020年5月21日改訂

公益社団法人日本ブライダル文化振興協会・一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会

<https://www.bia.or.jp/wp-content/uploads/2020/05/d09a65634aa0ef1ad2e0c99cdbe0a469.pdf>

3. その他の催物について

本ガイドライン「V-2. 開催自治体の警戒レベルに応じた催物制限基準」を参考に計画してください。基準値の見直し等は、管轄するゴルフ協会及び自治体等と協議の上で決定・見直しをお願いします。感染防止策として以下の対策を行ってください。

- ・名簿によりイベント来場者の把握を徹底する。
- ・選手・選手関係者及び大会関係者と同じ施設(クラブハウス等)を使用する場合には、来場に際し、同様の検温・健康チェックの確認を行う。
- ・接触確認アプリ(COCoA)等、感染拡大防止を目的としたアプリの利用を促す。
- ・招待者等が、上記の検査や確認ができない場合には、選手等と導線を分けるなど接触、交流しない対策を講じる。
- ・大会で設定する入場制限を適用することを予め周知する(検温・健康状態の確認)
- ・3密の防止観点で計画、対策を講じる。
- ・手指消毒等の感染防止対策を講じる。
- ・マスクの着用を徹底する。
- ・発話、会話を少なくする(選手とのコミュニケーションが減少することを予め了解いただく)
- ・招待者用テントやレストランなどの空間で、飲食を伴う場合には、距離を保つなどの対策に加えて、受付表や注文伝票等を活用し、利用者の連絡先の把握と着席したエリアや利用時間を記録することを推奨する。(陽性者及び疑い者が発生した場合の連絡の為)
- ・感染防止の観点から従来のサービス(会話・握手・サイン等)を見直し、新しいサービス提供を検討する。

IX. 関係者(ボランティア等)の登用、管理に関する検討

1. ボランティア募集について

- ① 高齢者の参加年齢制限については、管理会社の方針に従う。
高齢者の重症化の懸念もあるが、制限による人権侵害への該当することにも注意する。
- ② 注意が必要とされる基礎疾患がある場合はご辞退いただくことを推奨する。
- ③ 事前問診、期間中間診、行動記録など指令する管理体制を承諾し遵守していただく。(虚偽・違反がある場合は参加を断る)
- ④ 体調が心配な場合は、参加しないことを促す。(無理な来場は勇気と責任をもって見合わせる)
- ⑤ 検温や問診結果で、当日であっても参加を断ることがあることを予め了解の上で申し込む。
- ⑥ 試合の規模(無観客等)で、職種による参加制限をする可能性を予め了解の上で申し込む。
- ⑦ 会場内では大会の感染防止対策を遵守する。
- ⑧ 業務中、休憩中に限らずマスクを着用する。(通勤時も同様)
- ⑨ 食事の前には手指を消毒し、食事中マスクをはずす場合には、人との距離を保ち、発話は控える。
- ⑩ 手洗い、手指消毒をこまめに行う。(手洗い・消毒環境の整備)
- ⑪ 不要不急な発話、会話をしない。
- ⑫ 握手、抱擁などは行わない。
- ⑬ 社会的距離(できるだけ2m、最低1m)を確保する。(待機場所の用意も同様)
- ⑭ 管理者は、諸室及び共有物の清掃や環境消毒、高頻度接触面に対しては消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等を用いて清拭消毒を行う。
- ⑮ 管理者は、濃厚接触をつくならないように、集合時間の設定や諸室のレイアウト、最低人数での運営等を注意する。
- ⑯ 体調不良者や感染疑いがある場合には、本人及び大会事務局と密に連絡をとる。
また、陽性者が出た場合には、同日に業務をした参加者に対して連絡をとり、体調管理の徹底を促す。
- ⑰ 基本的な感染防止策の遵守、「新しい生活様式」に基づいた行動を徹底する。
- ⑱ 接触確認アプリ(COCoA)等、感染拡大防止を目的としたアプリの利用を促す。

2. アルバイトの管理について

- ① 検温、問診票及び行動履歴の確認は、大会関係者と同様に行う。
- ② 名簿の管理をしっかりと行い、大会期間中及び大会後も連絡が取れるようにする。
- ③ アルバイトの待機場所については、3密にならないように準備する。
- ④ ホテルは1人部屋を確保する。夕食の状況、風呂等については、感染防止の観点から万全を期し、限界や問題がある場合には、アルバイトに注意喚起を徹底する。
- ⑤ 会場内では大会の感染防止対策を遵守する。

- ⑥ 業務中、休憩中に限らずマスクを着用する。(通勤時も同様)
- ⑦ 食事の前には手指を消毒し、食事中マスクをはずす場合には、人との距離を保ち、発話は控える。
- ⑧ 手洗い、手指消毒をこまめに行う。(手洗い・消毒環境の整備)
- ⑨ 手洗い、手指消毒をこまめに行う。
- ⑩ 発話、会話をしない。
- ⑪ 握手、抱擁などは行わない。
- ⑫ 社会的距離(できるだけ2 m、最低1 m)を確保する。(待機場所の用意も同様)
- ⑬ 管理者は、諸室及び共有物の清掃や環境消毒、高頻度接触面に対しては消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等を用いて清拭消毒を行う。
- ⑭ 管理者は、濃厚接触をつくならないように、集合時間の設定や諸室のレイアウト、最低人数での運営等を注意する。
- ⑮ 体調不良者や感染疑いがある場合には、本人及び大会事務局と密に連絡をとる。また、陽性者が出た場合には、同日に業務をした参加者に対して連絡をとり、体調管理の徹底を促す。
- ⑯ 基本的な感染防止策の遵守、「新しい生活様式」に基づいた行動を徹底する。
- ⑰ 接触確認アプリ(COCOA)等、感染拡大防止を目的としたアプリの利用を促す。

X. 観客の入場を前提としたゴルフトーナメント開催について

本ガイドラインは、「V-2. 開催自治体の警戒レベルに応じた催物制限基準」を示しています。
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より各都道府県知事及び各府省庁担当課室に連絡される事務連絡に基づき、それをゴルフトーナメントの各場面、特性を考慮して基準を設定いたしました。
今後の政府方針の変更に伴い、本ガイドラインも適宜改訂するものといたします。

(参考)【2月末までの催物の開催制限等について(令和2年11月12日)】事務連絡

https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20201112.pdf

(参考)【11月末までの催物の開催制限等について(令和2年9月11日)】事務連絡

https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20200911.pdf

1. 観客動員について

政府のイベント規模を定める諸資料において、ゴルフトーナメントは、「収容定員が設定されていない催物」であり、以下の通り取り扱うように示されています。

観客の入場制限の設定について

屋外競技であり、スポーツイベントであります。それらに定められている制限緩和数を、ゴルフトーナメントでは、そのまま使用することができません。

その理由としましては、「人数上限及び収容要件」が定まっていないイベントであること、また「観客が自由に移動できる」イベントであり、かつイベント会場内で「行動区域を管理」することができないイベントであることです。

諸所の資料等を参考にする際には、スポーツイベントや大声を出さないイベントという部分のみでなく、「全国的・広域的なお祭りや野外フェス等」のイベント制限等を参考にし、対策及び安全対策を行うことを推奨します。

但し、声を出さずに観戦する、選手との距離を確保する、諸注意を守っていただきながら観戦することが、歴史的・慣例的に培われたスポーツイベントでありますので、これまでの競技運営、ゴルフトーナメント運営のノウハウと感染防止策との組み合わせにより、観客動員数を上げていくことは十分に可能と判断しています。

以下の条件をすべて担保される場合には、入退場や区域内の行動管理が適切にできるものとして「十分な人と人の間隔を設けられるイベントに該当」し、開催可能と判断されます。

<u>①身体的距離の確保</u>	<u>・感染拡大状況(自治体の警戒レベル)に準じた入場制限</u> <u>・誘導人員配置による注意喚起</u> <u>・移動時の適切な対人距離の確保</u> <u>・混雑が予想される場所の対策(ゾーニング及び、配置変更やファンサービス(サイン)等の制限を実施</u>
------------------	--

② <u>密集の回避</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>定点カメラの設置や、デジタル技術等による混雑状況の把握並びに注意喚起</u> ・<u>誘導人員配置による注意喚起</u> ・<u>時差、分散措置を講じた入退場</u>
③ <u>飲食制限</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限</u> ・<u>休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底</u> ・<u>過度な飲酒の自粛</u> ・<u>食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外（例：観客席等）は原則自粛。</u> <p><u>（発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。）</u></p>
④ <u>大声を出さないことの担保</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>大声を出す者がいた場合、個別に注意喚起を行う。</u> * <u>隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提）</u> * <u>演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）</u>
⑤ <u>催物前後の行動管理</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>イベント前後の感染防止の注意喚起</u> * <u>可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進</u>
⑥ <u>連絡先の把握</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握</u> ・<u>接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの奨励</u> * <u>アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入</u>

注意

ゴルフーナメントは、観客席が指定されているイベントではないため、50%と制限をしても観客やメディアが人気選手組に集中しやすいためソーシャルディスタンスが確保しにくく、3密が発生しやすいため、「緩和の目安」を、そのまま数字的根拠とするのは難しいイベントがあります。観客が集中しないための対策と管理体制を総合的に検討する必要があります。

また、屋外での観戦競技であり、雷雨等で競技が中断する場合、観客の避難場所等は、3密になりやすいため、収容人数の制限や、マスクの着用、換気等の基本対策に注意しつつ、「発声
の禁止」など感染確率を低下させる必要になります。ゾーニングとソーシャルディスタンスの確保が重要となりますので、誘導人員や安全対策人員の配置なども重要となります。

安心・安全を講じる対策をお願いします。

2. ゴルフトーナメントの観客に生じる感染リスク

前述の「VI-1」参照

3. トーナメント会場運営の基本事項

【大原則】

1. トーナメント会場では、互いに感染させないため必ずマスクを着用する。
着用していない場合には、個別に注意等を行う。
2. 発熱及び体調不良の場合には、トーナメント会場に来ない。
3. 素晴らしいプレーには声援でなく拍手を送る。
大声を出すものがいた場合、個別に注意等を行う。
4. 可能な限りの対人距離をとってください。
5. 飲食は感染防止対策を行ったエリア以外(例：送迎バスや観客用スタンド等、人が多い場所)での飲食は禁止。他グループと距離を保てる場所(例：敷地内芝生、個別に配置されたベンチ、移動可能な椅子等)での飲食は可能とする。

①開催前後、開催中の案内と予防措置の強化

- ・大会ホームページ、ゴルフ協会ホームページ、チケット販売ページ、SNS、会場内スコアボード、場内放送(スタートアナウンス等)、入場時の配布物等を通じて、「マスクの着用」「手指消毒励行」、「咳エチケット遵守」を含む一般的な予防措置を案内する
- ・発症者発見時の迅速な対応のために、ゴルフ協会関係者、大会関係者、選手及びその同行者に対策についての周知徹底、教育指導を行う。

②消毒と衛生

- ・消毒計画(基本清掃と清拭消毒)について、予め大会事務局と開催ゴルフ場とで協議を行う。
- ・感染防止対策備品の手配、配置計画
- ・感染疑い症状発症者の隔離場所の用意とアクセスコントロールを事前決定しておく。
- ・密集、密接を避ける。
- ・係員による呼びかけ(観戦、移動の注意喚起、密集・密接・発声等 禁止事項の徹底)
- ・注意箇所には、利用可能人数や利用の注意事項を、それぞれの箇所で周知する。

③飲食販売関連

- ・観客用の飲食スペースは、屋外のテント等がその大半であります。利用人数制限や換気の徹底をお願いいたします。
不特定多数の利用があるため、基本清掃に加えて、利用者の入れ替わりごとの清拭消毒、利用者の手指消毒等感染リスクが高いため、対策を強化してください。
各テーブルに、利用する前後に各自で清掃・消毒ができるような備品の設置も推奨いたします。
- ・飲食販売を中止し、来場者持ち込みを前提とすることも感染予防に有効である。
但し、販売しないことの案内を徹底すること、熱中症や脱水症を防ぐために飲料の販売は行う

ことは重要であり、また手洗い(手指消毒含む)、ゴミ箱は用意する。

- ・個包装もしくはフタ付きで提供できるメニューが望ましい。ビュッフェスタイルでの飲食物提供及び調味料や紙ナプキンや箸等をセルフサービスで提供することを禁止する。
- ・販売担当者はマスクを必ず着用し、衛生手袋の着用を推奨する。検温や日々の体調管理を徹底し、こまめな手指消毒に努める。
- ・売店カウンターにビニールカーテンやアクリルボードを設置する等、可能な限りの感染予防策を講じる。(前述する「V-6：飛沫防止用のシートに係る火災予防上の留意事項参照」)
- ・金銭のやり取りは必ずトレーを介して行う。精算担当者と商品受け渡し担当者を分ける等の対応も有効。偶発的に直接のやり取りとなった場合は、その後必ず手指消毒を行う。
- ・複数人でシェアすることを想定しているメニュー(フィンガーフードのパーティーボックス等)の提供を行わない。
- ・ギャラリープラザの入退場、購入の際の並び列など3密を避けるため、時差・分散措置、誘導人員の配置等を行う
- ・喫煙所は、マスクを着用せず、密集する可能性があり、同時利用人数制限など注意喚起を行う。(身体的距離の確保、密の回避、声を出さない等)

4. 入場制限対象者の設定

- ・本ガイドラインでは、以下の制限を推奨しますが、必要に応じて各開催地の感染状況の指標を判断材料とし、各自治体及び管轄するゴルフ協会と協議の上で設定してください。
- ・入場制限対象者は、大会ホームページ、ゴルフ協会ホームページ、チケット販売ページ、SNS等周知徹底してください。入場券券面にて案内することも推奨いたします。
- ・観客に限らず、一般に公募される者(ボランティア、懸賞応募者、イベント参加者、招待者等)については、同様の基準とすることを推奨する。

【入場制限対象者】

①過去1週間以内から現在までに下記(1)~(4)を含む体調不良のある者

(1)体温 37.5°C以上

(2)強い倦怠感

(3)感冒様症状(咳・咽頭痛・息苦しさ等)

(4)味覚・嗅覚異常などの異変がある

②PCR検査陽性歴があり、(1)有症状者では、発症日から10日未満、かつ、症状軽快後72時間以内の者、(2)症状軽快後24時間経過から24時間以上の間隔をあげ、2回のPCR検査で陰性を確認できていない者、または(3)無症状病原体保有者では、陰性確認から10日未満の者、(4)検体採取から6日間経過後、24時間以上の間隔をあげ2回PCR検査陰性を確認できていない者。

③濃厚接触者として自宅待機中の者

④家族が濃厚接触者として自宅待機中の者

- ⑤家族に①(1)～(4) いずれかの体調不良がある者
- ⑥海外から帰国(日本に入国)して14日未満の者
- ⑦マスク非着用の者

5. 観客の管理

【大会前】

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、下記に該当する方については来場をお断りするアナウンスを行うこと。
- ・海外渡航歴のある方
来場予定より2週間前に海外渡航歴のある方は、来場をご遠慮ください。
- ・新型コロナウイルス感染症に感染された方
症状がなくなったと感じられた場合でも、医療機関や保健所から療養終了の判断が出るまで来場をご遠慮ください。
- ・新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者と判断された方
保健所より濃厚接触者と判断されてから2週間以内のご来場はご遠慮ください。
- ・発熱、咳、倦怠感、咽頭痛等の諸症状がみられる場合には観戦自粛を求める。(心臓、肺などに基礎疾患がある場合も同様) 自分を守るだけでなく、多くの仲間、選手を守ることを理解の徹底
- ・観客及び関係者に対し、接触確認アプリ(COCoA)等、感染拡大防止を目的としたアプリの利用を促す。(ゴルフトーナメントは、「人数上限及び収容要件が定まっていないイベント」であること。また、「観客が自由に移動できるイベント」であり、イベント会場内で「行動区域を管理することが困難なイベント」であるため、接触確認アプリを入場者に要求することは、安全を高め、感染症対策の弱点を補います)

【入場時】

- ・入場ゲート前、または入場ゲート通過時、サーモグラフィまたは非接触式体温計で検温の実施(基準 37.5℃)
来場者の平熱を把握することはできないため、目安として37.5℃以上の発熱を感知した場合、または平熱より高い状態が2日ないし3日以上続いた場合には、健康に関する注意・確認を行う。発熱しない感染者もいるが感染者が入場する確率を下げるができる。
*サーモグラフィは、測定誤差を最小限とするため屋内または日影での実施を推奨
- ・入場時の濃厚接触を減らすための工夫(ゾーニングなど)
開場時間の繰り上げと、入場ゲート手前の新たな待機ゾーンの設置による入場時の混雑緩和。
- ・ゴルフトーナメント会場でのマスク着用の徹底。

【観戦中】

- ・ゴルフトーナメントは、選手・キャディの近くを随行する特徴があるため、スタジアム競技より徹底強化する必要がある。(熱中症防止対策として、人との距離を確保する前提で、マスクの脱着についても周知徹底する)
- ・3つの密を避ける策として、人数制限(各日共通チケットの見直し、中止・順延時の振替観戦

規則の見直し) やゾーニング(環境を区域分けすることや密集や交差を避けること)、誘導人員の配置を検討する。

- ・観戦時の濃厚接触を減らす工夫を講じ、対策事例を共有し安全レベルを高める。
- ・サインや握手の禁止、プレゼント等の受け取りの禁止（協会側から選手及び観客への案内）
- ・キャディマスター室やスタートホール、最終ホールなど混雑箇所への移動を制限する。
- ・応援歌合唱、鳴り物使用の応援スタイルの変更と観客同士のハイタッチ等接触の禁止を野球・サッカーでは注意されているが、ゴルフ観戦で発生する可能性は低い。但し飛沫感染や接触感染の恐れがある場合は、協会及び大会事務局で協議し、選手及び観客へ案内する。
- ・手指消毒剤を設置する。
- ・流行時には無観客試合、試合延期も含めてアドバイザーと検討
- ・ファンから手渡されたペン、色紙、ボールなどでの行うサインや、ハイタッチ等を行わない。

【観戦後】

- ・送迎バスの配車場所、並び列等の分散等により、退場ゲートの混雑解消などを行う。
- ・トーナメント入場以降、PCR 検査で陽性観戦が判明した場合、または濃厚接触者と認定さて隔離する(自主隔離含む)までの期間に当たる場合は、大会事務局が指定した連絡窓口連絡をいただく。

6. 観客から、発症者／陽性感染者が発生した場合の対応

(1)基本対応

- ・余程の体調不良でない限りは、観客自身で医療機関での受診、帰宅を促す。
- ・症状の確認
- ・サーモグラフィ、非接触体温計等で検温（1次検温）
- ・隔離場所に移動
- ・マスク着用、フェイスシールド、防護服（簡易レインウェア可）、ゴム手袋を着用したスタッフ（医療従事者がいれば望ましい）が体温確認（2次検温）
- ・必要に応じて、大会が手配する医療従事者の診断、判断を仰ぐ。
- ・必要に応じて、管轄保健所、連携医療機関への連絡、案内

(2)観客に感染者が発生した場合の発表について（日本野球機構と同対応とする）

（陽性感染者が感染可能期間中にトーナメント観戦していたことが発覚した場合等）

【陽性感染者の場合】

対応の必要性：当該観戦日が発症 48 時間前以降に当たる場合

自治体及び保健所との協議の上、感染拡大が懸念される場合、大会ホームページ及び大会 SNS 等で、迅速に公表を行う。

また、当日の交通手段や、会場内での観戦ルート聞き取りを行い、同日の観戦者へ健康観察などの注意喚起を行う。

【濃厚接触者と認定された場合】

対応の必要性：当該観戦日が濃厚接触時点から濃厚接触者と認定されて隔離する（自主隔離含む）までの期間に当たる場合

濃厚接触者の当日の交通手段や、会場内での観戦ルートの聞き取り及び公表は行わない。
但し、自治体及び保健所との協議の上、感染拡大が懸念される場合、大会ホームページ及び大会 SNS 等で、迅速に公表を行う。

(3)医療アドバイザーとの対応協議

- ・ 集団発生に対するリスク回避を検討

7. ゴルフトーナメント特有の対応について

①応援スタイル・ファンサービス

本ガイドライン「V-2. 開催自治体の警戒レベルに応じた催物制限基準」を参考に計画してください。

握手、サインの禁止、プレゼント等の受取り断るなど、ファンサービスの中止を予め告知する（集まる目的、接近する目的を無くす）ことで観客の理解をとり、また、誘導人員を配置するなどして、キャディマスター室周辺の密集を回避する。

②観客の送迎

重要： ・ バス会社が常に講じる感染予防対策の徹底を依頼する。

- ・ 濃厚接触にならない(以下の要素が重ならない)ように計画する。

「手の届く距離で、観戦防止策なしで、15分以上いること」

運用： ・ 乗車前：マスクの着用を点検、非接触式体温計での検温

- ・ 乗車前後:手指消毒

・ 乗車中：マスクの着用/発話の禁止/換気（1時間に3回の換気を推奨）

- ・ 手すり、椅子、つり革等、不特定多数が触れる箇所を毎日消毒する

・ 乗車率(1台についての乗車人数)に関しては、走行時間を考慮して判断する

- ・ 運転手の感染防止策含めバス会社が常に実施している感染防止策に加え、会場までの時間、距離、天候等を踏まえバス会社等と協議の上で対策を講じる。

③ギャラリープラザについて

P31 「X-3-③ 飲食販売関連」参照

④ギャラリースタンドについて

- ・ マスクの着用

- ・ 発話の禁止

- ・ 利用人数については、換気も良く、すべて同一方向を向いているため、上記が徹底できれば

制限をしなくて良い。密接しない（前後1 m程度の間隔）程度に入場のコントロールは必要。

- ・手すりなど不特定多数が触れる箇所は定期的な消毒を行う。
- ・椅子（座席）については、毎日消毒を行う。
- ・上記の対策を前提として、飲食を禁止することで収容率を100%とし、飲食を許可する場合は人と人との距離を確保（50%以下等の制限）する等で安全を担保してください。

⑤その他、ギャラリーの密を防ぐための施策例（来場人数・ロケーションにより検討）

- ・観客の移動は順行が良い（逆流・交差をしないようにする）

効果：逆流による密接、密集と対面、声の掛け合いを防ぐ

対策例：クラブハウス前やパッティンググリーンは時計回りにする

ティーイングエリアやグリーン周りはクロスウェイを活用して時計回り・反時計回りにする。袋小路の場所には注意が必要で、袋小路にする場合は往路と復路を作る、そのエリアへの入場制限を行う。

- ・傘をさしながらの観戦を推奨する

効果：ソーシャルディスタンスを確保、熱中症対策にも有効

- ・選手のサインや握手、撮影会等のサービスを状況に応じて中止する。

効果：クラブハウス周辺など、人が集まる状況、選手を待つ時間などによる密集を防止

対策例：決定した方針は、観客に主催者・協会から断る。（都度、選手本人に断らせないように主催者及びゴルフ協会が配慮すること。サービスを期待する観客もクラブハウス周辺等に集まらないようにする）

- ・手洗い場を通常より多くする。
- ・熱中症対策として、人との距離を確保し、マスクを外すことを推奨する。
- ・喫煙所、手洗い、トイレ等、譲り合いながら利用するようにする。

⑥事前の告知例（大会告知物(チケット裏面、大会ホームページ等)に掲載ギャラリー案内例）

- ・発熱や体調がすぐれない場合は来場しないでください。
- ・入口の検温で37.5℃以上の場合入場をお断りします。
但し競技不成立以外、入場券の払い戻しはかねます。
- ・感染防止策に協力をお願いします。
- ・大会では新型コロナウイルス感染防止策を講じておりますが、自己防衛もお願いいたします。
- ・体調に異常がある場合は、スタッフまでお知らせください。
(ケガ等の応急処置はいたしますが責任は負いかねますので予めご了承の上ご観戦ください)
- ・感染防止策に協力いただけない方は、退場していただくことがあります。

観客の入場を前提とした試合開催する場合には、ウイルスの感染の可能性は絶えずあることを念頭に、万全な防御策のもと実施するとともに、医師の配置等は難しくとも、厳密な出場規則・観戦規則を予め告知徹底の上で、安全に行うこと。

XI. 感染状況の変化に備えて（感染拡大の第2波、第3波が発生した場合）

以下は、「緊急事態宣言中」に、政府から示された「イベント開催に関する方針」を記しています。
現在は、緊急事態宣言は解除されておりますが、感染拡大により再び発出された場合の参考とします。

1. 【参考】緊急事態宣言について

緊急事態宣言について 緊急事態宣言と政府の方針

(1) 厚労省は 新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針 に基づいて、このように説明しています（2020年6月5日）

(2) 緊急事態宣言解除の判断基準

- 感染状況：直近1週間の累積報告数が10万人あたり0.5人程度以下であることを目安とするクラスター対策が十分に実施可能な水準
上記が1人程度以下の場合には、総合的に判断（減少化傾向、特定クラスター発生状況、リンク不明症例）
- 医療提供体制
- 監視体制：PCR検査等が遅滞なく行える体制

2. 【参考】緊急事態宣言がすべての都道府県で解除された場合

- (1) 外出自粛や施設使用制限は基本的に解除される
- (2) 感染拡大を予防する新しい生活様式が前提となる

●政府が新型コロナウイルスへの基本的対処方針（2020/5/21版）で定めた都道府県の枠組み

まん延防止措置	緊急事態措置		緊急事態措置の対象外の都道府県
	特定警戒都道府県	特定都道府県	
「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減」	めざす	—	—
外出自粛*	自粛	—	—
都道府県をまたぐ人の移動	極力避ける	極力避ける	高リスク先との移動を避ける
繁華街の接待を伴う飲食店等は自粛	自粛	自粛	
「三つの密」	避ける	避ける	避ける
「人と人の距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策	徹底	継続	継続
「10のポイント」「新しい生活様式」	周知	周知	周知
クラスター発生のおそれある催物（イベント等）	自粛	自粛	

全国的かつ大規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は	中止又は延期	中止又は延期	中止又は延期
感染防止策を講じた上での比較的少人数のイベント	自粛	適切に対応	
スマートフォンを活用した接触確認アプリ	周知	周知	
感染の拡大につながるおそれのある施設**	使用制限	使用制限	必要な協力
クラスター発生の見られない施設	使用制限	十分な防止策	
在宅勤務、ローテーション勤務等	強力に推進	推進	働きかける

* 自粛の対象外：医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出自粛の対象外：医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なもの、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なもの

** 各都道府県知事が適切に判断各都道府県知事が適切に判断

3. 【参考】 イベント開催制限の段階的緩和の目安（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室）

イベントの開催に関しては、入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、マスクの着用、手指の消毒、室内の消毒と換気等の、適切な感染防止策を講じた上で、一定の収容率や人数を目安とし開催することも可能です。ただし、これらの目安にかかわらず、密閉された空間等で大声を出すイベント等については、主催者に慎重な対応を求めています。また、主催者は、特に、全国的な移動を伴うイベントには、各段の注意が必要です。

未だ医療機関への負荷が続いている状況にあるが、全国的に見れば新規の新型コロナウイルスの感染者の報告数については減少傾向にある。こうした中、スポーツ・文化活動に関わる大規模イベントを開催したいという期待が高まっている。しかし、その一方で、大規模イベントに関しては、参加者が多数かつ広域にわたるため、感染が発生した場合の影響が極めて深刻になる可能性があります。第9回新型コロナウイルス感染症対策分科会（9月11日）にて、政府へ以下の提言がされています。

1. 地域の感染の状況がステージⅠ又はステージⅡ相当と判断されれば、マスク着用などの感染防止策を徹底することを前提として、5,000人という人数上限を解除することを検討して頂きたい。また、歓声や声援などが想定されないクラシックコンサートなどについては収容率を100%以内とすることも検討して頂きたい。
2. ある都道府県で感染の状況がステージⅢ相当以上と判断された場合には、イベントの人数制限を元に戻すことやイベントを中止することを含め、慎重な対応をとって頂きたい。
3. 国民向けに、イベント参加の際に気を付ける点やイベントの前後にも感染リスクがあることについて周知をして頂きたい。
4. 感染防止と社会活動の両立に向けて、民間企業や自治体などとも連携し、大規模イベントに係る科学的知見や好事例の分析及びAI等技術を活用したシミュレーションなどを用いて、より有効な対策についてさらに検討して頂きたい。

※いずれのステージにあるかについては各都道府県が判断する必要がある。

【イベント開催時の必要な感染防止策】 *内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室事務連絡(11/12)

イベント開催時の必要な感染防止策①

【別紙1】

(1) 徹底した感染防止等 (収容率50%を超える催物を開催するための前提)		
①	マスク常時着用の担保	・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。 *マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。
②	大声を出さないことの担保	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。 *隣席の者との日常会話程度は可(マスクの着用が前提) *演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保(最低2m)
(2) 基本的な感染防止等		
③	①～②の奨励	・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行(ガイドラインで定める) *マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと *大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと(例:スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等)
④	手洗	・こまめな手洗の奨励
⑤	消毒	・主催者側による施設内(出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等)のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥	換気	・法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦	密集の回避	・入退場時の密集回避(時間差入退場等)、待合場所等の密集回避 *必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧	身体的距離の確保	・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間(5名以内に限り)では座席を空けず、グループ間は1席(立席の場合1m)空ける。 ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔(最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔)

【イベント開催時の必要な感染防止策②】 *内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室事務連絡(11/12)

イベント開催時の必要な感染防止策②

(2) 基本的な感染防止等 (続き)		
⑨	飲食の制限	・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・過度な飲酒の自粛 ・食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外(例:観客席等)は原則自粛。 (発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。)
⑩	参加者の制限	・入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 *ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。
⑪	参加者の把握	・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ(COCoA)や各地域の通知サービスの奨励 *アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入
⑫	演者の行動管理	・有症状者は出演・練習を控える ・演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる ・合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
⑬	催物前後の行動管理	・イベント前後の感染防止の注意喚起 *可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑭	ガイドライン遵守の旨の公表	・主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表
(3) イベント開催の共通の前提		
⑮	入退場やエリア内の行動管理	・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 *来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。
⑯	地域の感染状況に応じた対応	・大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安(人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう)を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。

【飲食を伴うものの発声がない場合の対策】 *内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室事務連絡(11/12)

映画館等（飲食を伴うものの発声がないもの）における感染防止策 【別紙2】

○ 今後、必要な感染防止策に加え、下記の条件がすべて担保される場合には、イベント中の発声がないことを前提にする催物に限定して、収容率を100%以内にする事ができることとする。

具体的な条件（感染防止策）	
① 食事時以外のマスク着用厳守	・ 入場時に着用を確認し、必要に応じマスクの配布、販売を実施すること ・ イベント前に飲食時以外のマスク着用徹底を動画上映・アナウンス等で周知すること ・ イベント中の適切な監視体制を構築し、確実なマスク着用を求めること ・ 着用状況を踏まえ、必要に応じ一層の周知を図る
② 会話が想定される場合の飲食禁止	・ 例えば、映画の場合は、発声が想定される場面（例：上映前後・休憩中のシアター内等）での飲食禁止 ・ その他の催物についても、上記の要件に照らし、会話の有無を判断し、会話があり得る場面では飲食禁止を徹底
③ 十分な換気	・ 二酸化炭素濃度1000ppm以下かつ二酸化炭素濃度測定機器等で当該基準を遵守していることが確認できること、または機械換気設備による換気量が30m ³ /時/人以上に設定されておりかつ当該換気量が実際に確保されていること（野外的場合は確認を要しない）
④ 連絡先の把握	・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ（cocoa）や各地域の通知サービスの導入に向けた具体的措置の徹底 ※アプリのQRコードを入口に掲示すること等
⑤ 食事時間の短縮	・ 長時間の飲食が想定される場合は、マスクを外す時間をなるべく短くするため、食事時間短縮のための措置を講ずるよう努めること

【イベント区別例】 *内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室事務連絡(11/12)

各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提とする／想定されるもの の例 【別紙3】

大声での歓声・声援等がないことを前提とするものの例	大声での歓声・声援等が想定されるものの例
音楽	音楽
クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲等）、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート	ロックコンサート、ポップコンサート 等
演劇等	スポーツイベント
現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス 等	サッカー、野球、大相撲 等
舞踊	公営競技
バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等	競馬、競輪、競艇、オートレース
伝統芸能	公演
雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等	キャラクターショー、親子会公演 等
芸能・演芸	ライブハウス・ナイトクラブ
講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術 等	ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント
公演・式典	※遊園地（いわゆる絶叫系のアトラクション）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ
各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式 等	
展示会	
各種展示会、商談会、各種ショー	
※映画館、美術館、博物館、動物園、水族館、遊園地等についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ	

(注) ・上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。
・イベント中（休憩時間やイベント前後を含む。以下同じ。）の食事については業種別ガイドラインに判限。また、イベント中の食事を伴うものについては、「大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの」として取り扱わない。

【観客席がないイベント(野外フェス)対策例】 *内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室事務連絡(11/12)

野外フェス等における感染防止策

【別紙4】

○ これまで、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等を開催する場合については、「十分な人と人との間隔（1m）を設けるよう促すこととし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること」とされていたが、必要な感染防止策に加え、下記の条件がすべて担保される場合には、入退場や区域内の行動管理が適切にできるものについて、「十分な人と人との間隔が設ける」ことに該当し、開催可能と明確化。

具体的な条件（感染防止策）

① 身体的距離の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・移動時の適切な対人距離の確保（誘導人員の配置等） ・区画あたりの人数制限、ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保
② 密集の回避	<ul style="list-style-type: none"> ・定点カメラ・デジタル技術等による混雑状況のモニタリング・発信 ・誘導人員の配置 ・時差・分散措置を講じた入退場
③ 飲食制限	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・過度な飲酒の自粛
④ 大声を出さないことの担保	<ul style="list-style-type: none"> ・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。
⑤ 催物前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント前後の感染防止の注意喚起 *可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑥ 連絡先の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの導入に向けた具体的措置の徹底 ※アプリのQRコードを入口に掲示すること等

【観客席がないイベント(初詣等)対策例】 *内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室事務連絡(11/12)

初詣における感染防止対策の留意事項について

【別紙5】

神社の参拝については、既に専門家の監修を経て業種別ガイドラインが策定されているところであるが、初詣については、特に混雑が予想されること等も踏まえ、以下のような追加的に対策を講じることが有効と考えられる。

○基本的な感染防止策（マスク着用、手指消毒など）の徹底が前提。

○その上で、以下のような追加的な対策が有効と考えられる。

1. 混雑防止、適切な対人距離の確保

- ・混雑状況の周知、分散参拝の呼びかけなど
- ・移動時の適切な対人距離の確保（誘導人員の配置等）

2. 境内での飲食や食べ歩きは控えていただき、持ち帰りを推奨するなどの対応を行うこと

3. 大声が発生しないよう注意喚起

4. 参拝前後の密の発生防止のための具体策

例)

- ・利用する駅の分散
- ・混雑状況の周知・呼びかけ
- など

5. 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの導入に向けた具体的措置

※アプリのQRコードを参道に掲示すること等

【参考：屋内イベント開催のあり方に関して】 *内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室事務連絡(11/12)

屋内イベントの開催のあり方に関する検討会とりまとめのポイント 【別紙6】

基本的方向性

- ・実効的な感染防止策と経済活動の質の確保の両立を図る。
- ・イベントは性質上、不特定多数者への集団感染リスクが考えられ、医療体制を逼迫させる可能性。「新しい生活様式の定着」、「業種別ガイドラインの遵守」を前提に、基本的な感染防止策に加え、感染リスクの分析に基づく有効な感染防止策の実施が重要。
- ・自治体と主催者側で十分に連携しながら、イベントの性質（①地域の感染状況、②地域医療体制への影響、③規模（人数、全国的・地域的）等）に応じた適切なリスクアセスメントを行い、開催の態様・有無を判断。「業種別ガイドラインの遵守」等が徹底できない場合には、開催について慎重に判断。
- ・エビデンスに基づき効果的な感染防止策を講じる。屋内では十分な換気が重要。屋外は通気性から十分な換気のある屋内と同様に扱う。
- ・地域の感染拡大やクラスターが発生した場合は、必要に応じて開催のあり方を見直し。

感染リスク

感染防止策

接触感染

- ・感染者の身体や感染者が触れた器具、感染者の飛沫が飛散した場所に接触した手で、口や鼻に触れる ※入退場（トイレ・ロビー）等の混雑では、感染リスク増加

- ・こまめな手洗いの励行
- ・出入口、トイレ等での手指消毒
- ・ウイルスが付着した可能性がある場所の消毒
- ・人と人とが触れ合わない距離の確保
- ・混雑時の身体的距離を確保した誘導

飛沫感染

※ 5µm以上の粒子

- ・感染者の飛沫（5µm以上）の吸い込み ※マスクを外す場合(会場での飲食等)には、飛沫飛散が生じ感染リスク増加

- ・マスク着用（飛沫の飛散は相当程度抑制可能）
- ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保
- ・劇場・ホール内での食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため自粛を促す
- ・混雑時の身体的距離を確保した誘導

マイクロ飛沫感染

※ 5µm未満の粒子

- ・感染者の隣席で微細な飛沫を吸い込み（①密接リスク）
- ・換気が悪い環境で長時間浮遊する微細な飛沫の吸い込み（②密閉リスク） ※大声を出すような環境においては、微細な飛沫が空気中に漂い、少し離れた場所にまで感染した事例が報告

- ・大声を伴うイベントでは隣席との身体的距離の確保
- ・同一の観客グループ内は座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける。
- ・微細な飛沫が密集し、感染が発生することを避けるため換気を強化

（留意事項）

- ・感染者の来場を防ぐ対策の徹底（検温、体調不良時のチケット料金の払い戻し 等）
- ・感染発生時に感染可能性がある者を把握する仕組みの構築（座席固定、名簿管理の徹底、接触確認アプリ（COCOA）導入 等）
- ・複合的な性質を有するイベントに関しては、それぞれの性質に応じて要件を適用。

【参考：個別イベント開催のあり方に関して】 *内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室事務連絡(11/12)

エビデンス等を踏まえた個別イベントの開催のあり方について 【別紙7】

基本的方向性

- ・これまでの基本的な感染防止策（別紙1）を前提に、①大声を出すことによるリスク、②食事をする事（マスクを外すこと）によるリスク、③参加者の自由行動を伴うことによるリスクの3点について検討。
- ・各リスクに対する必要な感染防止策をエビデンス、実績等に基づき検討。
- ・必要な感染防止策を講じる場合は、これまでの実績も踏まえつつ、開催制限の緩和が考えられる。
- ・イベントの大規模化に伴い一般に高まるリスクについても、具体的な対策内容を検討。

感染リスク

エビデンス・実績

必要な感染防止策

大声を出す

- 合唱（演者間の距離）
- ・飛沫、マイクロ飛沫の飛散による演者間の感染

- 合唱（演者間の距離）
- ・屋内の飛沫、マイクロ飛沫のシミュレーション

- 合唱（演者間の距離）
- ・演者やその家族の体調・行動管理
- ・講じる防止策（マスク、フェイスシールド、マウスシールド着用等）に応じた適切な対人距離の確保
例：マスク着用時は前後1m左右50cm、未着用時は前後2m左右1m等
- ・適切な換気の実施（測定装置の設置等）

食事をする

- ・食事に伴いマスクを外した場合の、発声による飛沫、マイクロ飛沫の飛散

- ・食事時の飛沫飛散の実測

- 映画館（別紙2）
- ・会話等の発声が生じていない実績
- ・食事中の会話厳禁（注意喚起、監視体制等）
- ・食事時以外のマスク着用厳守（必要に応じ配布等）
- ・食事時間の短縮
- ・適切な換気の実施（測定装置の設置等）

参加者の自由行動を伴う

- ・会場内での密接、密集の発生による接触感染、飛沫感染の増加可能性
- ・固定席に比べ、接触機会が増加

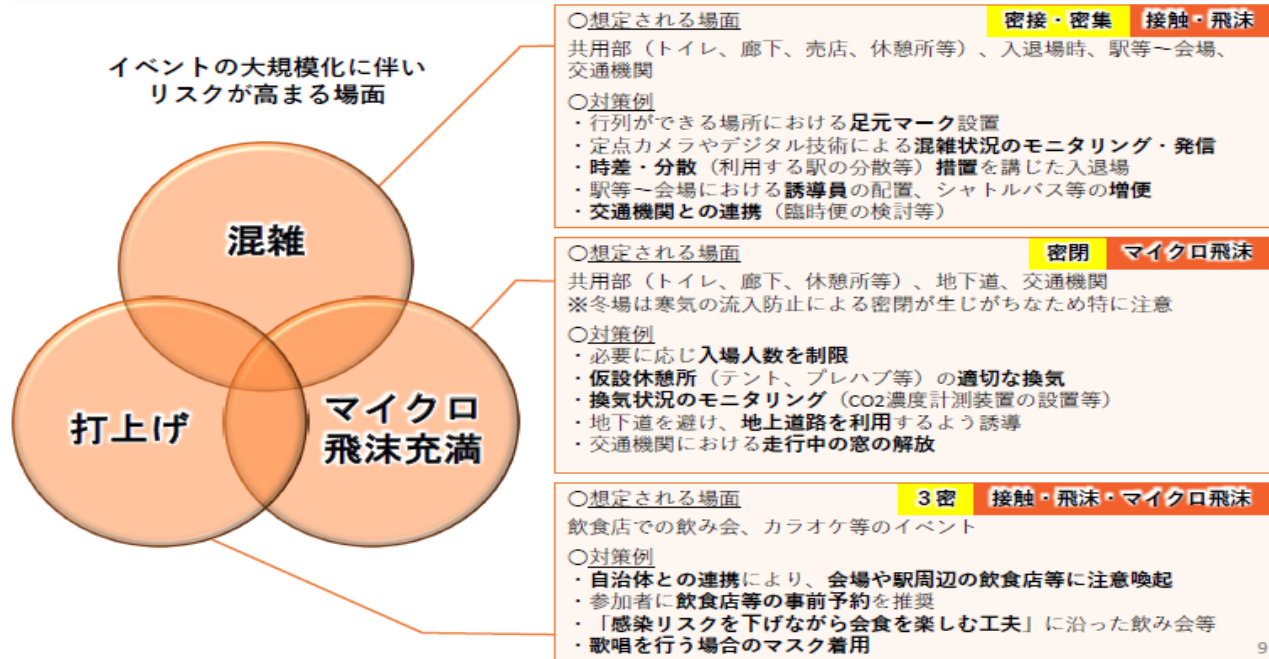
- ・屋外の飛沫、マイクロ飛沫のシミュレーション
- ・感染防止策を講じた実証実績

- 野外ロックフェス、初詣（別紙4、5）
- ・移動時の適切な対人距離の確保（誘導人員の配置等）
- ・区画あたりの人数制限、ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保
- ・飲食の適切な制限、過度な飲酒の禁止
- ・大声が発生しないよう注意喚起

イベントの大規模化に伴い高まるリスクへの対策

【別紙 8】

- イベントが大規模化するにつれて、混雑、マイクロ飛沫充満、打上げにより、感染リスクが高まるおそれがある。
- イベントごとの態様や場面において、以下に代表されるような具体的な対策内容をそれぞれ検討することが求められる。



【イベント開催制限の段階的緩和の目安】 2月末までのイベント開催制限の考え方について

I 12月以降のイベント開催制限のあり方について（概要）

- 感染防止対策と経済社会活動の両立のため、新たな日常の構築を図る。徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を日常化していく。
- イベントの人数上限及び収容率要件については、当面来年2月末まで、原則として現在の取扱いを維持することとする。ただし、来年2月末までの間であっても、足元の感染状況や大規模イベントの実証結果等を踏まえ、見直すこともあり得ることとする。
- その上で、エビデンス等に基づき、収容率要件について、12月以降、大声での歓声、声援等がないことを前提とするイベント（クラシック音楽コンサート等）を100%以内、大声での歓声、声援等が想定されるイベント（ロック・ポップコンサート等）を50%以内とする現行制限を維持した上で、飲食を伴うが発声がないもの（映画館等）は、追加的な感染防止策を前提に100%以内とする。マスク常時着用、大声禁止等の担保条件が満たされていない催物は、引き続き、50%以内とする。
- これまでと同様、地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課すことも可能。また、引き続き大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が難しい場合、回避可能な人数に制限。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- 来年3月以降のあり方については、感染状況、イベントの実施状況等を踏まえ、改めて検討を行う。

時期	イベントの種類	収容率	
12月1日～ 当面来年2月末まで	イベントの種類	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、 舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、 公演・式典、展示会 等 ・ 飲食を伴うが発声がないもの （注2）	大声での歓声・声援等が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート、 スポーツイベント、 公営競技、公演、 ライブハウス・ナイトクラブでの イベント 等
		100%以内 （席がない場合は適切な間隔）	50%（※）以内 （席がない場合は十分な間隔）

注1：人数上限については現行と同様とする。

注2：これまで、「イベント中の食事を伴う催物」は、大声での歓声・声援等が想定されるものと扱ってきたが、今後、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、イベント中の食事を伴う場合についても、「大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの」と取り扱うことを可とする。

（※）ただし、異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

【イベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置】

【別紙3】

収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について

- 以下の措置のいずれもがイベント主催者及び施設管理者の双方において「業種別ガイドライン」により担保され、かつ、感染防止の取組が公表されている場合に、新たな目安（収容率及び人数上限の緩和）を適用することとし、それ以外の場合は、従来の目安を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断。

イベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置

- ・ **消毒の徹底**（感染リスクの拡散防止）
- ・ **マスク着用の担保**（感染リスクの拡散防止）
マスクを持参していない者がいた場合は主催者側でマスクを配布し、着用率100%を担保
- ・ **参加者及び出演者の制限**（感染リスクの拡散防止）
有症状者の出演・入場を確実に防止する措置の徹底（検温の実施、有症状の出演者は出演・練習を控えること、主催者が払い戻しの措置等を規定しておくこと等）
- ・ **参加者の把握**（感染リスクの拡散防止）
事前予約時又は入場時に連絡先を確実に把握することや、接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスのダウンロード促進等の具体的措置を講じること（例：アプリのQRコードを入口に掲示すること等）
- ・ **大声を出さないことの担保**（大声の抑止）
大声を出す者がいた場合、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備（人員を配置する等）
スポーツイベント等では、ラッパ等の鳴り物を禁止し、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備
- ・ **密集の回避**（イベントの入退場や休憩時間における三密の抑止）
入退場列や休憩時間の密集を回避する措置（人員の配置、導線の確保等）や**十分な換気**
休憩時間中及びイベント前後の食事等での感染防止
入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、目安の人数上限等を下回る制限の実施
- ・ **演者・観客間の接触・飛沫感染リスクの排除**
演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる
- ・ **催物前後の行動管理**（交通機関、イベント後の打ち上げ等における三密の抑止）
公共交通機関・飲食店等での密集を回避するために、**交通機関・飲食店等の分散利用**を注意喚起、可能な限り、**予約システム等の活用により分散利用を促進**
※催物等におけるクラスタの発生があった場合、都道府県は、**目安及びガイドラインの遵守状況その他の実態を把握するとともに**、主催者に感染防止対策の徹底、催物等の無観客化、中止又は延期等の協力を求める。

【感染防止のチェックリスト】

【別紙4】

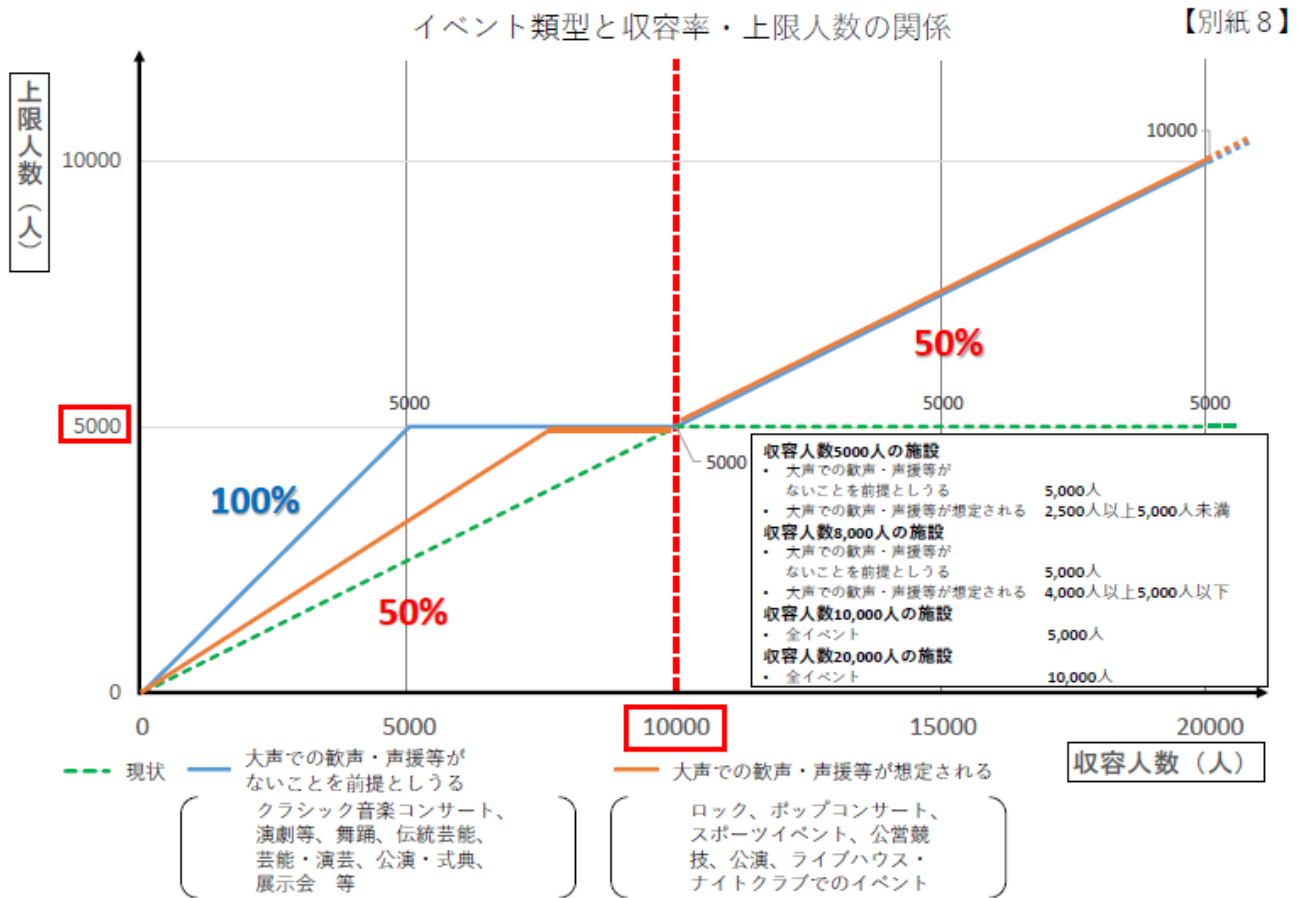
感染防止のチェックリスト

(1) 徹底した感染防止等（収容率100%で開催するための前提）		
①	マスク着用の担保	・ マスク着用状況が確認でき、個別に注意等ができるもの * マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布
②	大声を出さないことの担保	・ 大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの * 隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） * 演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）
(2) 基本的な感染防止等		
③	①～②の奨励	・ ①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める）
④	手洗	・ こまめな手洗の奨励
⑤	消毒	・ 主催者側による施設内のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥	換気	・ 法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦	密集の回避	・ 入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避
⑧	飲食の制限	・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底
⑨	参加者の制限	・ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置
⑩	参加者の把握	・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの奨励
⑪	催物前後の行動管理	・ イベント前後の感染防止の注意喚起
(3) イベント開催の共通の前提		
⑫	入退場やエリア内の行動管理	・ 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 * 来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可
⑬	地域の感染状況に応じた対応	・ 大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

（※）本年7月17日付け事務連絡において、関係省庁を通じて上記対策を記載するよう業種別ガイドラインの改訂を依頼

【イベントの人数上限の目安】

【イベント類型と収容率・上限人数の関係】



【イベント類型と収容率・上限人数の関係】

各種イベントの大声での歓声・声援等の有無により、収容率や最大人数の制限が設けられています。

具体的には、以下のような開催制限が行われています。

(1) 大声での歓声・声援等が想定されるイベント

収容人数にかかわらず、引き続き、収容率50%以内(※)

(※) 座席配置については、「異なるグループ間では座席を1席空ける」、「5人以内の同一グループ(例えば家族や友人等)内では座席間隔を空けなくてもよい」ということになります。座席の配置次第では、収容人数10,000人以下の会場であれば、5,000人を上限に、収容率は50%を超える場合があります。

例) 収容人数10,000人のコンサートホールで、イベントを開催する場合

(これまで) 5,000人まで可能

⇒ (9月19日以降) 従前のおり観客5,000人のイベント開催が可能(収容率50%)

・ 収容人数20,000人のコンサートホールで、イベントを開催する場合

(これまで) 5,000人まで可能

⇒ (9月19日以降) 観客10,000人のイベント開催が可能(収容率50%)

(2) 大声での歓声・声援等がないことを前提としうるイベント

1. 収容人数 10,000 人以下の場合⇒5,000 人を上限に収容率は 50%を超えてもよい(最大 100%)

2. 収容人数 10,000 人超えの場合⇒収容人数の 50%

(※) 収容定員が設定されていない場合は密が発生しない程度の間隔

例)・収容人数 5,000 人の施設で、大声での歓声・声援等がないことを前提としうるイベント

(クラシック音楽コンサート等)を開催する場合

(これまで) 2,500 人まで可能

⇒ (9月19日以降) 条件が満たされた場合には、観客 5,000 人のイベント開催が可能

(収容率 100%)

・収容人数 8,000 人の施設で、大声での歓声・声援等がないことを前提としうるイベント

(クラシック音楽コンサート等)を開催する場合

(これまで) 4,000 人まで可能

⇒ (9月19日以降) 条件が満たされた場合には、観客 5,000 人のイベント開催が可能

(収容率 62.5%)

(参考) 【2月末までの催物の開催制限等について (令和2年11月12日)】 事務連絡

https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenaku_20201112.pdf

(参考) 【11月末までの催物の開催制限等について (令和2年9月11日)】 事務連絡

https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenaku_20200911.pdf

[参考] 新型コロナウイルスに関する Q&A (一般の方向け) 令和2年11月10日時点版

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

4 【参考】 都道府県の方針に沿った開催の判断

特定警戒都道府県に指定されるような状況下においては、「最低 7 割、極力 8 割程度の接触機会の低減」を目指して、クラスター発生の恐れがあるスポーツイベントの自粛要請があります。また外出の自粛や都道府県をまたいでの人の移動自粛について協力を要請されます。このため感染リスクへの対応が整わない、全国的かつ大規模なスポーツイベントでは、中止または延期するよう、主催者に慎重な対応が求められます。

特定警戒都道府県以外の特定都道府県においても、感染リスクへの対応が整わない、全国的かつ大規模なスポーツイベントの中止または延期の検討を求められます

上記のいずれにも該当しない都道府県においては、各都道府県知事のイベント開催制限の方針に反しない形で、適切な感染防止対策を講じた上で、開催を検討してください。

5. 【参考】緊急事態宣言発出中の催物(イベント等の開催制限) 指針

(1) 特定警戒都道府県での催物指針

比較的少人数のイベント等を含め、引き続き、催物（イベント等）の開催制限に関しては、主催者に慎重な対応を求めるよう、各都道府県において適切に対応すること。

(2) 特定警戒都道府県以外の特定都道府県での催物指針

感染防止策を講じた上での比較的少人数のイベント等（参加する人数が最大でも50名程度と想定）については、地域の感染状況も踏まえて、イベントの制限の解除も含めた適切な対応を検討すること。但し、比較的小規模なイベントであったとしても、イベント等を開催するためには、以下のような条件が必要であると考えられる。

① 3つの密（密閉・密集・密接）の発生が原則想定されないこと

（人と人との間隔は、できるだけ2mを目安に）

② 大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が原則想定されないこと

③ その他、必要に応じて、適切な感染防止対策（入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気等）が講じられること。

具体的には、比較的人数が少なく、感染防止策が講じられる屋内イベント、又は野外イベント（近距離での会話を伴わないもの）など、地域の感染状況等も踏まえて、催物(イベント等)の開催制限の解除等を検討すること。

また、まん延防止にあたっては、導入が検討されている接触確認アプリやSNS等の技術を活用した催物参加者に係る感染状況等の把握を行うことも有効であることを周知する。

(3) 緊急事態宣言解除後

新型コロナウイルスは、いつもそばにいたいと思ひ、感染防止策を継続し第2波・第3波の感染拡大を引き起こさないように注意を払いながら、ゴルフトーナメントを開催する。

6. 【参考】開催制限の基本方針（検討すべき実施4段階の定義）

① 通常開催【競技・放送・取材・観戦・ホスピタリティ】

* 通常に開催できる（戻せる）判断基準を明確にする。

大原則として「政府対処方針」、「自治体のからの要請」に則る。

② 催物の縮小【競技・放送・取材・観戦】（開催自治体との協議事項）

* プロアマ・前夜祭・ホスピタリティ招待の中止検討

* 主催者の大切な招待者を、感染のリスクから守る

* ギャラリーの入場制限やゾーニング（3つの密を回避）

* 観客の人気選手及びグループへの集中対策（移動・観客同士の距離）

* 観客のうち、高齢者が多いことへの対策（健康アンケート調査など検討）

* 選手関係者やメディアの施設入場制限、不要不急な大会関係者の施設入場制限
県境を越えて全国から集まる関係者の必要性を再度検討する

③無観客開催（特定警戒都道府県及び特定警戒都道府県からの移動がある場合）

【競技・放送・取材】

- * ギャラリー入場禁止
- * 選手関係者やメディアの施設入場制限、不要不急な大会関係者の施設入場制限
県境を越えて全国から集まる関係者の必要性を再度検討する
- * 重症化しやすい高齢者の大会関与を当面は制限をする

【競技・放送】上記より、1段階警戒・注意レベルが高い場合(開催自治体の状況に注意)

「競技会だけを開催し、大会実施者以外非公開とするレベル」

- * 大会に携わる／入場する人数を最小化する。
- * ギャラリー入場禁止・関係者の削減・メディアの取材人数の制限
(メディアへの公式記録配信、リモートによる取材や記者会見対応)
- * 中継局と公式記録カメラマンのみ入場可とする(随行収録やリポートを中止する)
- * クラブハウス等施設の使用制限も検討

④延期・開催地変更・中止（緊急事態宣言の再発令、特定警戒都道府県への指定の場合）

以上については、開催自治体の感染状況や要請事項等を鑑み、主催者とゴルフ協会にて慎重に協議をしてください。

最後に、本ガイドラインは、感染対策は、現段階で得られている知見や新型コロナウイルス感染症対策本部の方針に沿っています。今後のエビデンスの蓄積や、流行状況の変化に応じて随時変更していく予定です。また地域によって流行状況が異なることから、都道府県単位で方針が異なります。開催地の自治体との連携を緊密に図って、試合を開催することが前提であることを強調しておきます。

政府の方針を守り、主催者、開催地自治体、企画運営する各社と連携して、“選手及び選手関係者を守る” “すべての大会関係者を守る”、“観客を守る”、“開催するゴルフトーナメントが感染クラスターになることを防ぐ”、“日本のスポーツ文化を守る”という視点から、新型コロナウイルス感染症に対する対策・対応を考えていくことが重要であります。

以上の点を考慮し、新型コロナウイルス感染症に打ち勝ち、ゴルフトーナメントを開催する決断と実行を、お願いいたします。

2020年12月3日改訂

「ゴルフ関連5団体新型コロナウイルス対策会議」

公益財団法人 日本ゴルフ協会

公益社団法人 日本プロゴルフ協会

一般社団法人 日本女子プロゴルフ協会

一般社団法人 日本ゴルフツアー機構

一般社団法人 日本ゴルフトーナメント振興協会

顧問：炭山 嘉伸 東邦大学理事長 公益財団法人日本感染症医薬品協会顧問（前理事長）

日本外科感染症学会名誉理事長 日本環境感染学会名誉会員

東邦大学 炭山嘉伸理事長からのご提言 2020年11月19日

現在、無観客の試合が多いとはいえ、各ツアー競技が大きな問題もなくトーナメントを開催出来ているのは、各大会に携わる全ての人（選手、キャディ、主催者、運営する協会等）が、本ガイドラインをきちんと遵守し、大会に参加し、運営しているからであり、そのことに敬意を表します。現在、冬に向かうにつれ、また全国で感染者数が広がってきており、現段階において当ガイドラインの内容を緩和することは難しい状況です。

今後の感染状況や政府の方針にもよりますが、新型コロナウイルス感染症が収束に向かい、段階的とはいえやがて正常にトーナメントが開催出来るまでにはもう少しの辛抱と忍耐、そして各自の努力が必要です。ゴルフを愛する全ての人たちのためにも、引き続き安全第一に対策を講じてください。

皆さんの力で「日本のスポーツ文化を守る」ことにご尽力していただきたいと思います。

参考文献：提言 日本野球機構・日本プロサッカーリーグにおける新型コロナウイルス感染症対策

2020年3月12日及び5月22日

日本野球機構・日本プロサッカーリーグ連絡会議 専門家チーム・地域アドバイザー
賀来 満夫（東北医科薬科大学） 三嶋 廣繁（愛知医科大学） 館田 一博（東邦大学） 高橋 聡（札幌医科大学）
國島 広之（聖マリアンナ医科大学） 掛屋 弘（大阪市立大学） 大毛 宏喜（広島大学） 泉川 公一（長崎大学）

参考文献：NPB 新型コロナウイルス感染予防ガイドライン（有観客開催）

一般社団法人日本野球機構 2020年9月19日

https://npb.jp/npb/20200919_guideline_for_2020season_games.pdf

参考文献：Jリーグ 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン

公益社団法人日本プロサッカーリーグ 2020年5月14日（最新更新 11月2日）

https://www.jleague.jp/img/pdf/2020_1102_01.pdf

大会名		調査担当者	
調査日（開始日時）	月 日() :	管轄保健所	
調査日（終了日時）	月 日() :	” 電話番号・担当者	
感染者情報			
感染者 氏名		年齢	
所属		保険証番号	
役職・立場		家族構成(同居有無)	
大会との関係		高リスク要因	65歳以上 ・ 基礎疾患 ()
自宅住所		入院／隔離予定	入院／ホテル／自宅
自宅電話番号		病院・ホテル連絡先	名称： 電話：
携帯電話（個人）		電子メール（本人）	
携帯電話（会社）		電子メール（本人以外）	
緊急連絡先（本人以外）		滞在先（ホテル等）	
” 関係		復帰日	
調査内容			
1. 感染したと思われる日時と状況	月 日() :		
	月 日() :		
	月 日() :		
2. 最初に症状が現れた日時と症状 (発熱／咳／倦怠感／未嗅覚障害／咽頭痛／胸痛など)	月 日() :		
3. 濃厚接触した相手と日時 発症2日前～発表日までの行動履歴	月 日() :		
	月 日() :		
	月 日() :		
	月 日() :		
4. 保健所への連絡状況（指示等）	月 日() :		
5. PCR検査 および 陽性判明の日時	PCR検査	場所： 日時：月 日() :	
	陽性判定	日時：月 日() :	
6. 入院 / ホテル / 自宅待機の開始日時	月 日() :		
7. 現在の状況（症状）	月 日() :		

【極秘扱い】濃厚接触者調査※裏面：個人情報の取扱いについて

【書類管理番号： / 人中 人目】

感染調査【書類管理番号】		調査開始日時	
感染者 氏名		調査終了日時	
〃 感染判明日時		管轄保健所	
濃厚接触者確定人数	人中 人目	〃 電話番号・担当者	
調査担当者			
濃厚接触者情報			
感染者 氏名		年齢	
所属		保険証番号	
役職・立場		家族構成(同居有無)	
大会との関係		高リスク要因	65歳以上 ・ 基礎疾患 ()
自宅住所		隔離予定	ホテル / 自宅 / その他
自宅電話番号		病院・ホテル連絡先	名称： 電話：
携帯電話（個人）		電子メール（本人）	
携帯電話（会社）		電子メール（本人以外）	
緊急連絡先（本人以外）		滞在先（ホテル等）	
〃 関係		復帰日	
自宅等 待機状況			
月 日() 1日目	体温 (午前) (午後)	体調(変化等)	
月 日() 2日目	体温 (午前) (午後)	体調(変化等)	
月 日() 3日目	体温 (午前) (午後)	体調(変化等)	
月 日() 4日目	体温 (午前) (午後)	体調(変化等)	
月 日() 5日目	体温 (午前) (午後)	体調(変化等)	
月 日() 6日目	体温 (午前) (午後)	体調(変化等)	
月 日() 7日目	体温 (午前) (午後)	体調(変化等)	
月 日() 8日目	体温 (午前) (午後)	体調(変化等)	
月 日() 9日目	体温 (午前) (午後)	体調(変化等)	
月 日() 10日目	体温 (午前) (午後)	体調(変化等)	
月 日() 11日目	体温 (午前) (午後)	体調(変化等)	
月 日() 12日目	体温 (午前) (午後)	体調(変化等)	
月 日() 13日目	体温 (午前) (午後)	体調(変化等)	
月 日() 14日目	体温 (午前) (午後)	体調(変化等)	
特記事項			

感染に関する発表について

本日、本大会に出場している選手（年齢・性別）が、新型コロナウイルス感染症のPCR検査で陽性判定を受けましたので、下記にてお知らせいたします。

- 2020年 月 日にPCR検査を受けたところ、新型コロナウイルス陽性と確認されました。
- 本人に ●●の症状があるものの、大事にはいたっておらず、隔離のうえ体調回復につとめております。
また、本人の関係者及び、本大会に出場する選手、大会関係者には、風邪などの症状を示している者はありません。
- 現在、保健所に協力して、濃厚接触者をリストアップしています。また、本人の行動履歴に基づき、大会会場の消毒等は、保健所の指導のもとすぐに行いました。
- 本大会に出場する選手及び大会関係者には、感染防止対策を強化し、検温や健康チェックの強化をして適切に対応してまいります。
本大会は、感染拡大防止に取り組んでおりましたが、今後いっそう引き締めて安全確保に努めて参る所存です。

発症前2日間の行動

- 月 日（ ） OFF 午前中は自宅にて家族と過ごす。午後は ●●練習場にて練習
夕食は友人と2人で食事。
- 月 日（ ） 自宅より滞在先へ移動 夜、●●市内で選手関係者●人と食事
※●●駅より、レンタカーにて●●市内ホテルへ移動
同行者1名あり、本人・同行者とも常時マスクは着用
- 月 日（ ） ●●市内ホテルより、会場へ移動（移動は本人のみ）
体温 ℃ 大会指定問診での異常はなし
●：●● PCR検査
その後の行動 練習場・18ホール練習(同伴競技者)
練習後クラブハウスレストランで昼食
会場から●●市内ホテルへ移動（移動は本人のみ）
夕食は ●●と2名でとる。
- 月 日（ ） ●●市内ホテルより、会場へ移動（移動は本人のみ）
体温 ℃ 大会指定問診での異常はなし
その後の行動 練習場・18ホール練習(同伴競技者)
練習後クラブハウスレストランで昼食
●：●● PCR検査 陽性判定

入院治療へ

なお、該当者のプライバシー及び人権保護の観点から、個人名の公開は原則として差し控えております。

但し該当者の意志は尊重いたします。

他方、感染拡大の防止については、保健所に対し必要な情報を迅速にご提供するなど、最大限協力して参ります。

どうぞ、ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

発表項目 チェックリスト

1. 属性（協会・大会との関係、立場）

2. 経過・症状

- 発症日、初期症状（発熱／咳／倦怠感／未嗅覚障害／咽頭痛／胸痛など）
- 医療機関受診した場合は順に「医療機関A」「医療機関B」とする（匿名可）
- 医療機関の所見（肺炎所見の有無、など）
- PCR検査日、陽性判定日
- 現在の容体（上記諸症状、軽症か重症か、治療方針等）
- 現在の隔離状況（入院か、自宅隔離か、等）

3. 発症2日前～発表日までの行動履歴（来場・練習・試合参加等）

4. 感染経路について判明していること

- 友人が ○月○日に陽性判定、○日前に食事を共にした、等

5. 関係者の状況、容体

- その他、関係者に症状があるものはいるか、容体は、等
- 濃厚接触者、疑い者の取り扱い（隔離指示等）
- 活動停止など

6. 保健所、自治体との連携状況

- 施設消毒の実施状況
- 濃厚接触者の調査状況

7. 今後について

- 感染拡大防止への取り組み
- 活動停止など

【サンプル】 問診票を導入する場合の見本としてご活用ください。

【裏面】

◆新型コロナウイルス感染症（COVID-19）関連問診票

大会参加のため、この問診票に記入し提出しなければならないことをご理解の上、ご協力をお願いします。

氏名		生年月日	(西暦)
----	--	------	------

大会参加まで直近2週間各日の、毎朝の体温を計測し、大まかな行動範囲、外出先等の記録をお願いします。

日付	時間	検温結果	主な滞在地	外出先など
月 日 (月)	:	℃		
月 日 (火)	:	℃		
月 日 (水)	:	℃		
月 日 (木)	:	℃		
月 日 (金)	:	℃		
月 日 (土)	:	℃		
月 日 (日)	:	℃		
月 日 (月)	:	℃		
月 日 (火)	:	℃		
月 日 (水)	:	℃		
月 日 (木)	:	℃		
月 日 (金)	:	℃		
月 日 (土)	:	℃		
月 日 (日)	:	℃		
月 日 (月)	:	℃		

【個人情報の取扱いについて】

ご記入頂きました個人情報は、(●●●●●●●● (管理会社及び団体))にて厳正に管理し、新型コロナウイルス感染症疑い患者の把握のために利用致します。事前にご了解なく他の目的で利用・提供することはありません。但し、緊急時において、医療機関や行政機関への連絡のため、書面もしくは口頭にて、医療機関や行政機関に提供いたします。また、個人情報の委託を行う場合は、当社の厳正な管理の下で行います。枠内につきましては全項目をご記入下さい。尚、ご本人の個人情報の提出は任意です。ただし、正しく提出されない場合は、正常な大会運営に必要な最小限の情報が該当するため、大会に参加できない可能性があります。個人情報の利用目的の通知・開示・内容の訂正・追加または削除・利用停止・消去及び第三者提供の停止につきましては、恐れ入りますが下記までお申し出下さい。

[本件及び個人情報についてのお問い合わせ先]

●●●●●●●●●●●●●●●●
 TEL: ●●-●●●●-●●●● *平日 : ~ : (土・日・祝・年末年始は休み)
 [個人情報保護管理責任者] ●●●●●●●●●●●●●●●● 役職 氏名
 [苦情・相談窓口] ●●●●●●●●●●●●●●●● 内 苦情・相談窓口 TEL: ●●-●●●●-●●●●
 *平日 : ~ : (土・日・祝・年末年始は休み) FAX: ●●-●●●●-●●●●

【サンプル】 問診票を導入する場合の見本としてご活用ください。

2020年 月 日

大会名：

来場日ごと提出

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）問診票

※全選手、キャディ、大会関係者、スタッフ用 日別自己申告表（未提出時は大会への出場、参加はできません。）

氏名：	携帯電話番号：	本日の体温：	℃
所属 【該当する箇所に「○」をつけて下さい。関係者は会社名も記載】		選手	キャディ
		コーチ	マネージャー
		その他	
		主催者	大会事務局
		関係会社	()
本日の症状【該当する症状に☑を入れてください。該当しない場合は無記入】			
<input type="checkbox"/> 悪寒	<input type="checkbox"/> 発熱	<input type="checkbox"/> 咳	<input type="checkbox"/> 鼻づまり
<input type="checkbox"/> 頭痛	<input type="checkbox"/> 咽頭痛	<input type="checkbox"/> 全身の倦怠感	<input type="checkbox"/> 筋肉痛
<input type="checkbox"/> 食欲不振	<input type="checkbox"/> 下痢	<input type="checkbox"/> 味覚障害	<input type="checkbox"/> 嗅覚障害
<input type="checkbox"/> 呼吸困難	<input type="checkbox"/> 胸痛	<input type="checkbox"/> 膿性痰	<input type="checkbox"/> その他 ()

【個人情報の取扱いについて】

ご記入頂きました個人情報は、(●●●●●●●● (管理会社及び団体))にて厳正に管理し、新型コロナウイルス感染症疑い患者の把握のために利用致します。事前にご了解なく他の目的で利用・提供することはありません。但し、緊急時において、医療機関や行政機関への連絡のため、書面もしくは口頭にて、医療機関や行政機関に提供いたします。また、個人情報の委託を行う場合は、当社の厳正な管理の下で行います。枠内につきましては全項目をご記入下さい。尚、ご本人の個人情報の提出は任意です。ただし、正しく提出されない場合は、正常な大会運営に必要な最小限の情報に該当するため、大会に参加できない可能性があります。個人情報の利用目的の通知・開示・内容の訂正・追加または削除・利用停止・消去及び第三者提供の停止につきましては、恐れ入りますが下記までお申し出下さい。

【本件及び個人情報についてのお問い合わせ先】
●●●●●●●●●●
TEL：●●-●●●●-●●●● *平日 : ~ : (土・日・祝・年末年始は休み)
【個人情報保護管理責任者】 ●●●●●●●●●● 役職 氏名
【苦情・相談窓口】 ●●●●●●●●●● 内 苦情・相談窓口 TEL：●●-●●●●-●●●●
*平日 : ~ : (土・日・祝・年末年始は休み) FAX：●●-●●●●-●●●●

※問診の簡略化について【サンプル】

1、過去14日以内に、ご自身に、発熱の症状はありますか？	ない	あった
2、過去14日以内に、ご自身に、息苦しさや強いだるさの症状はありますか？	ない	あった
3、過去14日以内に、咳・くしゃみ・鼻水・のどの痛みなど風邪の症状はありますか？	ない	あった
4、過去14日以内に、味覚・嗅覚に違和感を感じる症状はありますか？	ない	あった
5、過去14日以内に、同居している方に 1, 2, 3, 4の症状はありますか？	ない	あった
6、過去14日以内に、ご自身・同居している方に海外への渡航歴はありますか？	ない	あった
7、大会で定める感染症対策及び注意事項を遵守いたします。	はい	いいえ

署名： 連絡先：(未登録の方のみ)

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
 - 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
 - 外出時や屋内でも会話をするとき、**人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスク**を着用する。ただし、**夏場は、熱中症に十分注意**する。
 - 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒** 咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に） 身体的距離の確保
- 「**3密**」の**回避（密集、密接、密閉）**
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔を
もしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に数層などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のほしご番では、短時間の食事と比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、慶カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中での注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



「日本国内プロゴルフトーナメントにおける

新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン(Ver.4)」

2020年12月3日改訂